

平成24年度版

大分県信用保証協会の現況

OITA GUARANTEE

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

大分県信用保証協会



基本理念

私たち 大分県信用保証協会は
より良いサービスと、
各種保証を通じて
中小企業と地域社会の
さらなる発展に貢献いたします

Contents

ごあいさつ	2
プロフィール	3
第三次中期事業計画	4
平成24年度経営計画について	10
平成23年度事業報告	15
信用保証の動向	17
条件変更の実績	21
当協会の取組	22
広報活動	24
第二次中期事業計画の総括	26
平成23年度経営計画の評価	30
第二次中期事業計画の評価に対する外部評価委員会意見書	37
平成23年度経営計画の評価に対する外部評価委員会意見書	39
信用保証のしくみ	42
信用保証のご利用について	44
保証をご利用いただける方	
保証の内容	
責任共有制度について	
信用保証料について	
大分県信用保証協会の制度資金	
大分県の制度資金	
市町村の制度資金	
コンプライアンスについて	52
個人情報保護について	54
役員・組織機構図	56
窓口のご案内	57

ごあいさつ

大分県信用保証協会

会長 **武田 寛**



各関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も皆さまに当協会を一層ご理解していただくため、ディスクロージャー誌『大分県信用保証協会の現況 平成24年度版』を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成23年度の業務実績、年度経営計画とその評価などを掲載しております。また、今年度からスタートした第三次中期事業計画についても掲載しております。本誌を通じて当協会に対するご理解を更に深めていただき、信用保証制度の有効な活用に役立てていただければ幸いです。

わが国経済は、昨年の中東大震災により深刻な打撃を受けました。その後は、国民の総力を集結した復旧・復興努力により景気は持ち直しに転じましたが、夏以降の急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕著化による世界経済の減速などが、景気の持ち直しを緩やかなものになりました。

県内においても、震災により製造業や観光産業において直接・間接の被害を受け、依然として続く国内外の経済情勢を背景に足踏み状態が続き、中小企業を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況となっています。

このような状況のなか、当協会では、原則全業種が対象とされたセーフティネット保証や種々の保証制度を推進するとともに、平成23年5月からは、大分県の「おおいた産業活力創造戦略」に基づく「おおいた産業活力支援保証」や「専門家派遣事業」を実施しました。「現場主義」をモットーにできるだけ多くの県内中小企業の皆さまのもとに足を運び、経営現場の声を聴くなど中小企業の経営支援に努めています。

今年度からは、当協会の第三次中期事業計画がスタートしました。本計画は、中小企業金融円滑化法の終了を見据え、中小企業金融の円滑化という使命を果たすべく策定しております。中小企業の良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で努力してまいりますので、皆さまの一層のご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成24年10月

プロフィール

名 称	大分県信用保証協会
設 立	昭和24年4月26日
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関 係 法 律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (大分県信用保証協会定款第1条)
基 本 財 産	139億円
保証債務残高	2,022億円
利用企業者数	13,438企業
役 職 員 数	常勤役員 4名 非常勤役員 11名 職 員 49名
事 務 所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） (平成24年3月31日現在)

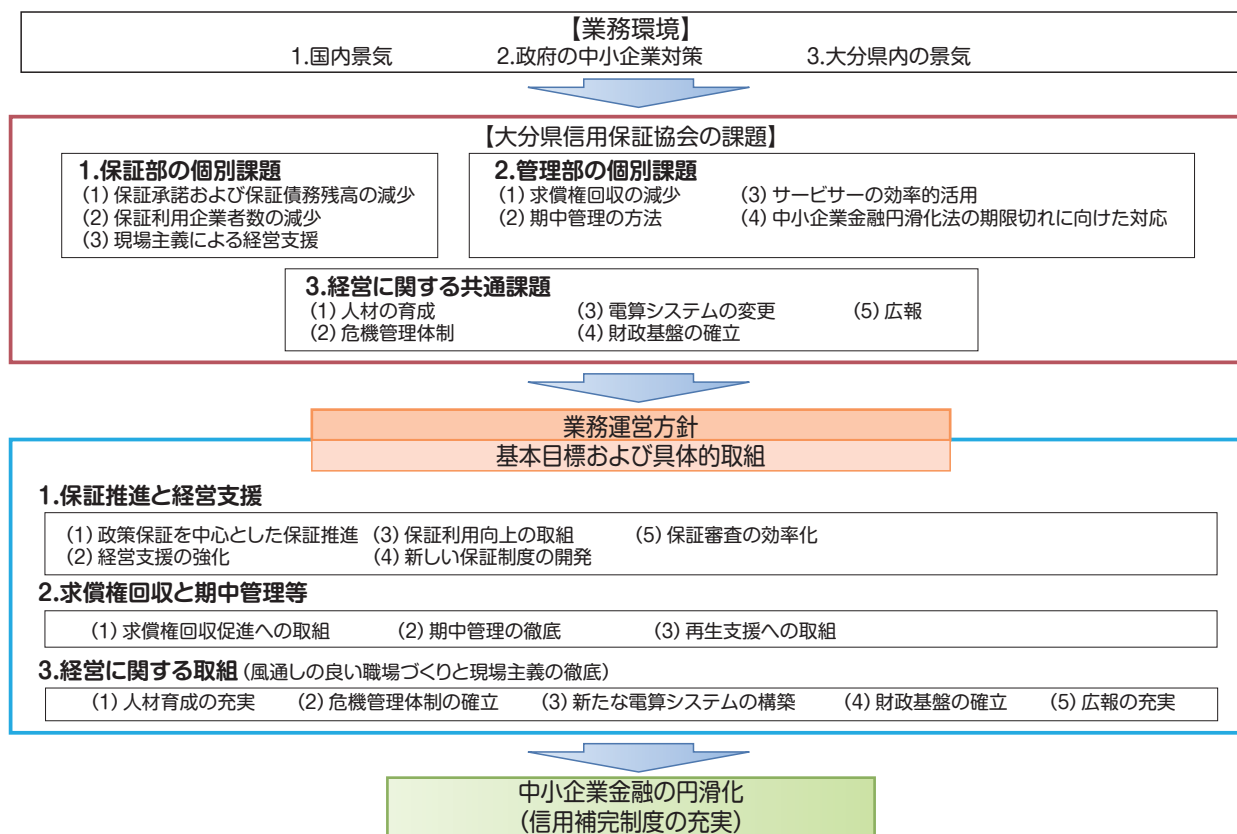


OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

第三次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

大分県信用保証協会中期事業計画の概要



大分県信用保証協会は、公的な保証機関として、より一層中小企業者のニーズに沿った信用保証を迅速かつ安定的に提供できる体制を作り、真面目に事業に取り組んでいる県内中小零細企業者の金融の円滑化に応えます。このため、平成24年度から平成26年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

I. 業務環境

1. 国内景気

我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているとされるものの、海外景気の減速や為替レート、エネルギー価格の動向等によっては、景気が下ぶれする懸念もあり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

2. 政府の中小企業対策

こうした経済情勢のもと、政府は「円高への総合的対応策」を策定し、平成23年9月末に期限切れ予定となっていた経営安定関連保証5号の対象業種を原則全業種とする措置について、その期限を当面延長したほか、平成23年度第三次補正予算による東日本大震災復興緊急保証の拡充や、同第四次補正予算による円高対策の充実など、数次の中小企業資金繰り支援策を打ち出しました。また、平成23年度末が期限となっていた中小企業金融円滑化法（以下、「円滑化法」という。）について、期限を1年再延長する方針を決定しました。

3. 大分県内の景気

大分県内の景気は、今後本格化する東日本大震災の復興需要や政策効果により、鉄鋼、セメント、非鉄金属など素材関連の生産、エコポイント制度の復活による住宅投資、エコカー減税、省エネ・節電関連商品の個人消費において、今後2、3年はやや上向くと見込まれています。しかしながら、復興需要に伴う生産や設備投資の増加が限定的

であることに加え、国の被災地を優先した予算配分による公共事業の減少、世界経済の先行き不安などにより、力強さに欠け、景気回復の実感は乏しいと予想されています。更に現在行われている消費税引き上げ議論の行方が、消費者心理に影響を与えかねません。

II. 業務運営方針

当協会は実情に応じて、経営安定関連保証等種々の保証制度を積極的に活用するとともに、保証条件の変更にも柔軟に対応するなど、中小企業の資金繰り支援に対応しており、代位弁済は前年度を下回る推移となっています。しかしながら、円滑化法による条件変更（返済緩和）は、全国的にも事故発生が先送りになっているとも考えられ、今後の景気動向等によっては中小企業に、より厳しい経営環境になることが予想され、また将来の信用保証協会への影響や、ひいては信用補完制度全体のあり方にも関わることから、こうした状況への対応が大きな課題となっています。

この中期事業計画では、中小企業金融の円滑化を図ることを第一義として、これまでの協会全体の共通課題や各部の個別課題を洗い出し、その課題克服に向けた基本目標を設定し、具体的な取り組みを行うため、次の運営方針を定めま

1. 保証推進と経営支援

長引く不況により内需が冷え込み、中小企業の新たな設備投資意欲が減退するなかで資金需要は伸び悩んでおり、保証利用企業の減少や緊急保証終了後の保証債務残高の減少も著しい状況です。このため今後3年間は、新たな保証利用企業の獲得推進を図るとともに政策保証や時代の要請に応じた新しい保証制度を提案し、保証利用向上の取り組みを強力に推進します。また、既保証先や新たな保証先への現場訪問を継続し、専門家派遣事業などを通じた経営支援の強化を図ります。

2. 求償権回収と期中管理等

この中期事業計画期間中の平成25年3月まで、円滑化法の再延長が決定され継続されることとなりました。この法による数次の条件変更（返済緩和）を行っている中小企業の中には、経営改善計画の未達成により収益改善ができていない中小企業も多く、円滑化法の期限切れに備えた取り組みが必要です。このため、これまでの期中管理や回収促進の取り組みに加え、2回目以降の条件変更を行う中小企業の事故や代位弁済の抑制を図るため、現場訪問により経営改善計画の実現に向けた指導を行います。

3. 経営に関する取組

当協会は、これまでも「風通しの良い職場づくりと現場主義の徹底」を掲げて「顔の見える保証協会」づくりを推進してきました。しかしながら、今後3年間の協会経営を見通すと保証債務残高の減少や代位弁済の増加など協会財政にとって厳しい材料が山積しています。このため、中小企業への経営支援のための人材の育成を今後とも推進するとともに、スリムな協会経営を目指すなかで、予想される大地震や新型インフルエンザ、反社会的勢力などへの危機対応の充実を図ります。また、複雑化、高度化する電算処理に対応するため、新たな電算システムに移行します。

III. 基本目標および具体的取組

1. 保証推進と経営支援

(1) 政策保証を中心とした保証推進

平成20年10月に創設された「緊急保証制度」は、リーマンショック後の不況にあえぐ中小企業の資金繰りに大きく寄与し、保証債務残高も平成21年12月には2,269億円のピークに達しました。しかしながら、この間、中小企業の実績やニーズを把握した本来の積極的な保証取り組みができませんでした。このため、中小企業の現場に出向き、企業の実情やニーズを把握しながら、各種保証制度のメリットを説明し、個々の企業に応じた保証制度の提案等を行います。また、引き続き金融機関との保証推進を強化する一方、関係商工団体との連携・強化を深め、保証債務残高の維持を図ります。

①セーフティネット保証・借換保証・当座貸越・カードローン・小口零細企業保証を積極的に推進します。

ア) 支店別一覧により残高減少先への再度保証を提案します。

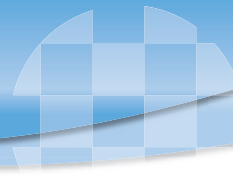
イ) 当座貸越根保証については、資格要件該当先を抽出し提案します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保証承諾目標額	3,000百万円	5,000百万円	7,000百万円

ウ) 小口零細企業保証については、金融機関の第三者保証人非徴求の動きを見て推進します。

②平成23年度に創設した「おおいた産業活力支援保証」の対象先にエネルギー関連産業に参入する企業を加えるとともに、平成25年度からは、専門家派遣のフォローアップ事業を展開します。

③金融機関本部と連携した推進体制を構築します。



④商工会・商工会議所との関係強化を図ります。

ア) 商工会議所における金融相談会へ中小企業診断士の派遣を行います。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中小企業診断士の派遣	15回	15回	15回

イ) 協会主催の勉強会を開催します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
勉強会開催	10回	15回	20回

⑤市町村制度資金を推進するとともに、市町村担当者との連携を強化します。

(2) 経営支援の強化

円滑化法が施行されて以降、条件変更件数は増加していますが、中小企業の経営改善は進んでいません。また、保証支援後は次回相談時まで企業モニタリングができておらず、保証した中小企業の保証支援効果など、その後の業況等の把握が希薄です。このため、内部体制を見直し、昨年度から実施している企業訪問や専門家派遣事業を継続・強化することで、企業実績や企業が抱える課題等を把握し、経営改善等の提案を行います。

①企業モニタリングの継続・強化を行います。

ア) 大口先および金融機関のモニタリング先（セーフティネット5号に係るモニタリング）の企業訪問を実施します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経営支援課による企業訪問	300先	300先	300先

イ) 保証担当者による保証申し込み企業の訪問を実施します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業訪問	500先	500先	500先

ウ) 創業資金申し込み企業の訪問を実施します。

②経営支援課の機能を拡充します。

③専門家派遣事業の継続・充実を行います。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
専門家派遣	50先	50先	50先

④大口先および関連企業（グループ企業）先については、与信限度額について管理の充実を図ります。

(3) 保証利用向上の取組

中小企業者数の減少および保証利用企業の減少は全国的傾向ですが、利用向上の取り組みは、これまで金融機関への依存度が高かったことから、平成22年3月の13,927先をピークに保証利用企業は減少しています。このため、未利用者に対する広報および推進方法の見直しや創業企業者向けの支援の充実を図ることにより、保証浸透度を高めていきます。

①完済先等の中小企業へのDMにより利用企業者の増加を図ります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
完済企業へのDM	500先	500先	500先

②金融機関への支店訪問を強化し、利用促進を図ります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金融機関支店訪問	1,500回	1,500回	1,500回

③金融機関向けに新規獲得キャンペーンを実施します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規利用企業獲得数	100先	100先	100先

(4) 保証審査の効率化

中小企業の財務体質は弱体化しており、保証審査に時間を要する案件も増えています。保証申し込み後、審査が滞留しないよう財務分析だけでなく、企業訪問による経営者の事業意欲、企業の持つ販売力、技術力などの企業の信用力を加味したメリハリのある保証審査を行い、保証の迅速化を図る必要があります。このため、中小企業診断士の資格を有する職員により、担当者の審査能力向上を図り、審査に要する時間を短縮するとともに、通常案件の一部については、CRDを活用した簡易審査方式を導入し、迅速かつ効率的な審査を行います。また、返済が進んだ先等については、事前相談会や勉強会を開催し、金融機関との情報交換を密にすることにより企業の経営状況を把握し、保証申し込み時の審査時間の短縮化を図ります。

①中小企業診断士資格を持つ職員を活用したグループ制を導入し、事前相談案件に対する迅速な回答、金融機関と

の交渉力強化や目利き能力の向上を図ります。

- ②CRD を活用した審査・稟議起案の導入を検討します。
- ③提携保証の推進により審査の迅速化を図ります。
- ④創業先および新規保証先については現地調査を行い、企業の経営実態を把握するとともに、次の保証につながる関係強化を図ります。
- ⑤金融機関ごとに上期、下期のスケジュールを立て、案件相談会および勉強会を積極的に開催します。

	24年度	25年度	26年度
案件相談会開催回数	100回	100回	100回

- ⑥内部研修会の充実により審査能力の向上を図ります。

2. 求償権回収と期中管理等

(1) 求償権回収促進への取組

無担保や第三者保証人のいない求償権、法的手続を適用した求償権の増加により、総体的に求償権の質が低下しています。また、担保処分についても景気低迷による不動産市況の冷え込みなどにより、回収の困難さが顕著となっています。このため、求償権の早期実態把握に努め、実態に即した回収方針と進捗管理を行い、休日督促および時間外督促を推進することにより回収促進を図るとともに、法的手続き事務の迅速化や保証協会サービスの活用促進により効率的な管理体制を構築します。

①求償権の回収強化に向けた取組

今後増加が予想される求償権の回収促進を図るため、回収方針を早期に決定するとともに、関係者とのスムーズな交渉や法的手続の活用により回収実額の増加を図ります。

②サービスの効率的活用

平成24年度末に金融円滑化法が終了することから、今後は代位弁済が増加する見込みであり、累増する求償権を回収するためサービスの一層の活用が必要です。また、委託案件で回収不能となった求償権については、委託解除を行うとともに管理事務停止を実施し、管理体制の効率化を図ります。

- ア) 委託案件で回収不能となった求償権については、委託解除を行うとともに管理事務停止を実施し、管理体制の効率化を図ります。

	24年度	25年度	26年度
委託解除	120件	120件	120件

③その他の回収促進に向けた取組

- ア) 管理事務停止と求償権整理を適切に実施し管理体制の効率化を図ります。

	24年度	25年度	26年度
管理事務停止	200件	200件	200件
求償権整理	150件	140件	130件

- ・管理事務停止200件および求償権整理150件を実施します。

- イ) 大口求償権先（500万円以上）については、今後の協会方針を決定します。

(2) 期中管理の徹底

円滑化法の延長や国の資金繰り対策により、企業倒産は小康状態を保っており、金融機関本部を通じた債権管理の徹底や円滑化法の条件変更により、期中管理残高は低水準を維持しています。しかしながら、平成25年3月の円滑化法期限切れ後の企業倒産の増加が懸念されます。このため、金融機関・各種支援機関との連携を深めるとともに、中小企業への訪問回数を増やし、更に密度の高い期中管理業務を行います。

①期中管理業務の質の向上

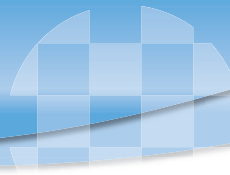
②金融機関・支援機関との連携強化

期中管理のよりきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携を強化します。

③業務の効率化

期中管理業務の増加が予想されるため、期中管理先のモニタリング表、金融機関支店別一覧表による企業訪問や支店訪問により業務の効率化を図ります。

	24年度	25年度	26年度
モニタリング表作成	50先	50先	50先
企業訪問	150件	150件	150件
金融機関訪問	200店舗	200店舗	200店舗



(3) 再生支援への取組

再生支援協議会との連携や求償権消滅保証への取り組みなどにより、中小企業の再生支援に取り組んでいます。再生支援協議会案件については、再生計画策定までのハードルが高いため、一部の中小企業者しか利用できず、協会が主体となった取り組みができていません。また、円滑化法による条件変更を行っている企業の中には、経営改善が進んでいない企業も多く、同法の期限切れに備え、期中管理の充実を図る必要があります。このため、再生支援協議会では取り組み困難な案件および円滑化法により条件変更（2回以上）を行っている中小企業への積極的な現場訪問により、経営改善計画の実現に向けた支援など、保証協会としての再生支援に取り組めます。

①条件変更（返済緩和）先への取組

ア) 経営の実態把握のための企業訪問

	24年度	25年度	26年度
企業訪問	200件	200件	200件

イ) 再生可能性のある企業の再生計画の作成

	24年度	25年度	26年度
再生計画作成支援	20先	20先	20先

②求償権先への取組

条件変更先のほか、事業を継続している求償権先の再生を図ります。

3. 経営に関する取組（風通しの良い職場づくりと現場主義の徹底）

(1) 人材育成の充実

協会職員は、保証制度に係る手続き業務や保証期間中の経営支援、期中管理、回収業務などのため、経済、経営、法律等の専門知識や中小企業や金融機関と面談する対人能力（コミュニケーション能力）も必要です。このため、ベテラン職員による若手職員へのOJT、各種研修や通信教育、部内研修によるOFF-JTを人材育成計画のもとに推進し、より質の高いサービスを提供できる組織を目指します。

①OJTの取組推進

ア) 保証部や管理部の若手職員を対象に内部勉強会等の開催による職場内研修を充実します。

イ) 中小企業者のニーズや問題点を把握するために現場主義を徹底するとともに、保証部・管理部の若手職員を中心に、ベテラン職員による現場指導を実施します。

ウ) 新人職員や能力育成中の職員について、マンツーマンの指導体制を1年間は継続します。

②OFF-JTの取組推進

ア) 連合会等外部研修や通信教育の受講により、多様化する業務に的確に対応できる職員、職場内でリーダーシップのとれる職員を養成します。

イ) 中小企業診断士等の専門的能力を有する職員を養成します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中小企業診断士養成	1人	1人	1人

(2) 危機管理体制の確立

公的な保証機関として、コンプライアンスの確立やあらゆる危機にも対応できる日頃からの危機意識の醸成と体制の確立が必要です。このため、危機管理計画を策定するとともに、あらゆる危機に対するリスクの洗い出しおよびその発生防止対策を定め、危機の発生を抑止し、またはその被害の軽減化を図る取り組みを行っています。今後は、現在、策定しているBCP（事業継続計画）や災害対応マニュアル、被災後の初動対応マニュアル等を活用した図上訓練、実施訓練、研修を定例的に実施します。また、職場環境の改善、反社会的勢力等に係る情報交換体制の強化を行い、リスクに強い保証協会を目指すとともに、平成23年度に実施した中小企業会館および保証協会別館の耐震診断による対策を着実に実施していきます。

①年度当初に、各部署・担当ごとにBCPや災害対応マニュアル等の周知を行います。

②年度当初に、図上訓練、実施訓練、研修のスケジュールを立て計画的に実施します。

③中小企業会館の耐震工事の実施と別館ビルの耐震対策を検討します。

④職場の対人関係について、コミュニケーション、セクハラ、パワハラが発生がないか検証し、防止策を周知します。

⑤大分県警・金融機関暴力団対策連絡協議会に加え、関係機関との連携を強化し、情報の収集・交換を行います。

(3) 新たな電算システムの構築

平成20年から運用している現行システムは、参加協会の業務の統一化の不備、費用対効果、リスク低減等、共同システムとしてのメリットを得られていません。更に、現在のシステムベンダーの経営方針変更により、今後のシ

システムサポートが懸念され、将来性についても不安が生じています。

このため、今後は、全国26協会が採用している「COMMON システム」へ移行することとしており、現行の業務を次期システム側に合わせるため、次の対策を講じています。

- ①システム移行を行うためのプロジェクトチームを組織し、検証体制を確立することで、次期システムへのスムーズな移行を行います。
- ②保証料・延滞保証料徴収規程の変更など移行に伴う事務処理作業の見直しや諸規程・マニュアル等の整備を行い、職員研修を実施します。

（4）財政基盤の確立

中小企業を取り巻く環境は著しく厳しくなっており、現在の保証状況においても緊急保証や円滑化法による返済緩和債務が増加しています。したがって、保証債務の内容は悪化しており、今後の代位弁済額の増加に伴う収支差額の赤字が懸念されます。このため、保証利用の向上により保証債務残高の維持に努めるとともに、経費の削減、資金の効率的運用などを図り、収支差額を確保し、基本財産を増強することで経営基盤を堅固にする必要があります。

①経費の削減

人件費・業務費ともに九州各県と比較しても低い水準にありますが、残業による其他人件費の増加や事務費等の個別経費については、費用対効果の検証を行い見直す必要があります。

②資金の効率的運用

- ア) 有価証券の購入は、国債・共同地方債を主体とし、有価証券の保有期間を延ばすことにより金利の引き上げを図ります。
- イ) 金融機関への預託は、金融機関の需要を見極めながら効果的に行います。

（5）広報の充実

ホームページやディスクロージャー誌、季刊誌等により、広報活動を行っているが、更に広報に対する意識を高め、「顔の見える保証協会」を推進する必要があります。このため、引き続きホームページ、季刊誌、ディスクロージャー誌について、わかりやすい表現と内容の充実に努め、役職員全員が広報に積極的に取り組んでいきます。

- ①広報に関する職員意識を向上させるため、年間を通して具体的な広報計画を周知し、職員全員が広報に積極的に取り組むことを徹底します。
- ②記者発表、説明会、パンフレット、ホームページ等の広報ツールを使い、中小企業や金融機関に対して必要な情報をタイムリーに提供します。
- ③金融機関への制度変更や中小企業者へのお知らせ等は、保証部による金融機関訪問時や勉強会において周知することで効果的な広報を行います。

IV. 基本目標および具体的取組

（単位：百万円、％）

項目	平成24年度			平成25年度		平成26年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	83,000	92.2	100.0	86,000	103.6	89,000	103.5
保証債務残高	195,000	97.5	96.6	188,000	96.4	180,000	95.7
代位弁済	4,000	100.0	137.9	4,500	112.5	5,000	111.1
実際回収	700	77.8	107.7	750	107.1	800	106.7

平成24年度経営計画について

3月26日開催の第190回理事会および役員会にて「平成24年度経営計画」を承認しました。当協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるために、「年度経営計画」を公表しています。

I. 業務環境

1. 国内景気

我が国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているとされるものの、海外景気の減速や為替レート、エネルギー価格の動向等によっては、景気が下ぶれする懸念もあり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

2. 政府の中小企業対策

こうした経済情勢のもと、政府は「円高への総合的対応策」を策定し、平成23年9月末に期限切れ予定となっていた経営安定関連保証5号の対象業種を原則全業種とする措置について、その期限を当面延長したほか、平成23年度第三次補正予算による東日本大震災復興緊急保証の拡充や、同第四次補正予算による円高対策の充実など、数次の中小企業資金繰り支援策を打ち出しました。また、平成23年度末が期限となっていた中小企業金融円滑化法（以下、「円滑化法」という。）について、期限を1年再延長する方針を決定しました。

3. 大分県内の景気

大分県内の景気は、今後本格化する東日本大震災の復興需要や政策効果により、鉄鋼、セメント、非鉄金属など素材関連の生産、エコポイント制度の復活による住宅投資、エコカー減税、省エネ・節電関連商品の個人消費において、今後2、3年はやや上向くと見込まれています。しかしながら、復興需要に伴う生産や設備投資の増加が限定的であることに加え、国の被災地を優先した予算配分による公共事業の減少、世界経済の先行き不安などにより、力強さに欠け、景気回復の実感は乏しいと予想されています。更に現在行われている消費税引き上げ議論の行方が、消費者心理に影響を与えかねません。

II. 業務運営方針

当協会は、実情に応じて経営安定関連保証等種々の保証制度を積極的に活用するとともに、保証条件の変更にも柔軟に対応するなど、中小企業の資金繰り支援に対応しており、代位弁済は前年度を下回る推移となっています。しかしながら、円滑化法による条件変更（返済緩和）は、全国的にも事故発生が先送りになっているとも考えられ、今後の景気動向等によっては中小企業に、より厳しい経営環境になることが予想され、また将来の信用保証協会への影響や、ひいては信用補完制度全体のあり方にも関わることから、こうした状況への対応が大きな課題となっています。

平成24年度は、今般定めた第3次中期経営計画の初年度として課題克服に向けた具体的な取り組みを行います。

1. 保証推進と経営支援

保証利用向上の取り組みとして「新たな保証利用企業の獲得推進、政策保証や時代の要請に応じた新しい保証制度の提案、また、現場訪問の継続や専門家派遣制度などを通じた経営支援の強化」という中期事業計画に則り、取り組みを実現するとともに数値目標を達成します。

2. 求償権回収と期中管理等

「期中管理や回収促進の取り組み、2回目以降の条件変更先の経営改善計画実現に向けた指導」という中期事業計画に則り、取り組みを実現するとともに数値目標を達成します。

3. 経営に関する取組

「経営支援のための人材の育成、予想される大地震や新型インフルエンザ、反社会的勢力などへの危機対応、また、新たな電算システムへの移行」という中期経営計画に則り、取り組みを実現するとともに数値目標を達成します。

III. 基本目標および具体的取組

1. 保証推進と経営支援

(1) 政策保証を中心とした保証推進

①セーフティネット保証・借換保証・当座貸越・カードローン・小口零細企業保証を積極的に推進します。

ア) 支店別一覧により残高減少先への再度保証を提案します。

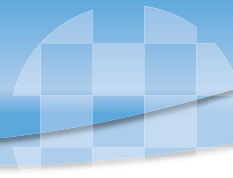
・ 部内全体会議を開催して、各種保証制度の推進策を協議し統一した推進行動の強化を図ります。

・ 残高減少企業をリストアップ、決算書の取得や金融機関の管理情報により、資金ニーズを把握して再度保証の提案を行います。

- ・事前相談承諾案件を登録して進捗管理を行います。
- イ) 当座貸越根保証については、資格要件該当先を抽出し提案します。
 - ・中期事業計画で定めた保証承諾目標30億円を達成します。
 - ・既保証先の内、要件該当企業をリストアップし、経営支援課を中心に保証推進します。
 - ・プロパー短期資金支援先からの保証獲得の推進を強化します。
 - ・事前相談承諾案件を登録して進捗管理を行います。
- ウ) 小口零細企業保証については、金融機関の第三者保証人非徴求の動きを見て推進します。
 - ・同保証の利用メリットを金融機関にPRし、地方公共団体制度保証を中心に推進します。
 - ・事前相談承諾案件を登録して進捗管理を行います。
 - ・金融機関のリスク分散を視野に入れた情報収集に努めます。
- ②平成23年度に創設した「おおいた産業活力支援保証」の対象先にエネルギー関連産業に参入する企業を加えるとともに、平成25年度からは、専門家派遣のフォローアップ事業を展開します。
 - ・次世代電磁力対応技術、循環型環境産業等へ業種拡大した制度改正を行います。
 - ・専門家派遣先へのフォローアップ事業については、25年度からの実施に向け、制度検討、外部への周知を行います。
- ③金融機関本部と連携した推進体制を構築します。
 - ・管理職による「毎月本部訪問」を行い、情報の共有化や連携強化に努めます。
 - ・地区支店別の事前案件相談会には、推進本部責任者の同席を要請、進捗管理も共有します。
 - ・推進本部責任者との連携による帯同の保証推進支店訪問を随時行います。
 - ・県内金融機関を主体に半期に一度、保証推進責任者会議を開催します。
- ④商工会・商工会議所との関係強化を図ります。
 - ア) 商工会議所における金融相談会へ中小企業診断士の派遣を行います。
 - ・毎月開催される金融相談会（中津市・日田市・佐伯市）へ15回中小企業診断士の派遣を行います。
 - イ) 協会主催の勉強会を開催します。
 - ・商工会・商工会議所と連携を取りながら、協会利用のメリット等、経営指導員向けの勉強会を10回開催します。
 - ・商工会議所で開催している金融相談会を利用し、地域商工会にも訪問し指導員との連携強化に努めます。
- ⑤市町村制度資金を推進するとともに、市町村担当者との連携を強化します。
 - ・制度利用の多い大分市・別府市・日田市を半期ごとに訪問し、連携強化を図ります。
 - ・制度利用の少ない市町村については、金融機関へ利用促進を働きかけるとともに、利用しやすい制度融資への改正を要請します。

(2) 経営支援の強化

- ①企業モニタリングの継続・強化を行います。
 - ア) 大口先および金融機関のモニタリング先（セーフティネット5号に係るモニタリング）の企業訪問を実施します。
 - ・企業訪問300先を達成するため、経営支援担当者を2名増員し、担当者75先を目標にモニタリング機能を強化します。
 - イ) 保証担当者による保証申し込み企業の訪問を実施します。
 - ・新規保証先について、現地調査を徹底します。また、事前相談時においても必要に応じて業況把握の現地調査を行います。
 - ・企業訪問500先を達成するため、担当者63先（計500先）を目標にモニタリング機能を強化します。
 - ウ) 創業資金申し込み企業の訪問を実施します。
 - ・中小企業診断士資格を有する担当者の企業訪問を実施します。
 - ・保証後のフォロー訪問を実施し、企業支援の充実に努めます。
- ②経営支援課の機能を拡充します。
 - ・担当者2名増員し保証推進および大口先、関連企業管理等の機能を拡充強化します。
 - ・推進項目である当座貸越根保証等を積極的に推進します。
 - ・創業、新規保証を推進し、利用企業数数の維持に努めます。
 - ・経営支援課による保証課支援のグループ制を導入し、保証担当者の指導、育成に努めます。
 - ・保証担当者のスキルアップのための部内勉強会を行い、人材育成の指導強化に努めます。
- ③専門家派遣事業の継続・充実に努めます。



- ・専門家派遣50先を目標に積極的な推進を行っていきます。
- ④大口先および関連企業（グループ企業）先については、与信限度額について管理の充実を図ります。
 - ・保険限度額の別枠利用により保証債務残高も増加しており、関連保証残高200,000千円以上の先の与信限度額について管理します。
 - ・決算書を利用者ごと毎期徴求し、決算傾向値等について把握します。

（3）保証利用向上の取組

- ①完済先等の中小企業へのDMにより利用企業者の増加を図ります。
 - ・完済先および完済予定先を主体に、上期250先、下期250先へDMを送ります。
- ②金融機関への支店訪問を強化し、利用促進を図ります。
 - ・支店訪問1,500回を達成するため、保証担当者の毎月10店舗訪問目標を設定し、保証推進、事前相談を行います。
 - ・管理職は、定期的に主要店舗を訪問し保証推進の強化を図ります。
- ③金融機関向けに新規獲得キャンペーンを実施します。
 - ・新規保証利用先100先の獲得を達成するため、年度当初に金融機関向け広報を行い、期間6か月のキャンペーンを実施します。
 - ・創業、新規、復活利用先数の上位店舗の表彰を行います。

（4）保証審査の効率化

- ①中小企業診断士資格を持つ職員を活用したグループ制を導入し、事前相談案件に対する迅速な回答、金融機関との交渉力強化や目利き能力の向上を図ります。
 - ・保証一課、二課の保証担当者の教育担当として、診断士資格を持つ経営支援担当者をグループ長と位置づけ、事前相談案件のポイントや考え方を直接指導して目利き能力の強化に努めます。
 - ・事前相談案件の指導に伴う支店訪問および企業訪問にも積極的に帯同し、指導強化に努めます。
- ②CRDを活用した審査・稟議起案の導入を検討します。
 - ・CRD上位先の経常運転資金については、簡易文書コードを使用した迅速な処理を行います。
- ③提携保証の推進により審査の迅速化を図ります。
- ④創業先および新規保証先については現地調査を行い、企業の経営実態を把握するとともに、次の保証につながる関係強化を図ります。
 - ・創業および新規利用先は、必ず企業の現地訪問を実施します。
 - ・訪問時には、保証協会利用制度一覧のパンフレットを持参し、次の保証利用につなげます。
- ⑤金融機関ごとに上期、下期のスケジュールを立て、案件相談会および勉強会を積極的に開催します。
 - ・案件相談会開催回数100回を達成するため、金融機関本部および主要店舗を訪問し推進強化していきます。
 - ・開催後の保証申し込みに至るまで案件の進捗管理を、推進本部と共有管理します。
- ⑥内部研修会の充実により審査能力の向上を図ります。
 - ・部内グループ制を活用して、中小企業診断士を主体に日常業務から育成指導します。
 - ・四半期に1回、テーマを決めて保証担当者が講師となり、研修会を実施します。
 - ・新規案件で早期事故案件となった先については、課内分析会を開催します。

2. 求償権回収と期中管理等

（1）求償権回収促進への取組

- ①求償権の回収強化に向けた取組
 - ・担保のある求償権については、期中管理段階で「代位弁済打合せ」を開催し早期に回収方針を設定します。
 - ・保有する全担保権について進捗状況を毎月管理し、早期の任意処分を進めるとともに、長期化した場合は不動産競売を実行します。
 - ・担保のある求償権のうち、定期返済先については、不動産の価格と返済額の均衡を図り、返済額の増額交渉を行うなど求償権の早期回収に向けた取り組みを強化します。
 - ・地元不動産業者との情報交換により、物件処分の促進を図ります。
 - ・不動産処分終了後、早期にサービサーへ移管し、無担保求償権の効率的な回収を行います。
 - ・休日時間外督促を実施します。
- ②サービサーの効率的活用
 - ・担保のない新規代位弁済案件については、早期に保証協会サービサーに回収を委託し、定期回収の底上げを図ります。
 - ・担保のある一部求償権を保証協会サービサーに回収委託します。

- ・委託案件で回収不能となった求償権については、年間120件の委託解除を行うとともに管理事務停止を実施し、管理体制の効率化を図ります。

③その他の回収促進に向けた取組

- ・管理事務停止200件および求償権整理150件を実施します。
- ・大口求償権先（50百万円以上）については、年度当初および代位弁済時に協会方針を決定します。

（2）期中管理の徹底

①期中管理業務の質の向上

- ・事故報告新規発生分（法的措置を除く事業継続先）については、企業訪問により経営実態の把握を行い、柔軟で効率的な調整を行います。
- ・複数の金融機関からの借入があり調整を要する企業については、当協会が主体となり調整を行い、企業にとっての最善策を検討し早期解決を図ります。
- ・大口案件および特殊案件については、今後の協会方針を決定します。

②金融機関・支援機関との連携強化

- ・県内5金融機関との定期協議を毎月実施し連携を強化します。
- ・金融機関との連携により中小企業の状況を的確に把握します。
- ・金融機関や支援機関との研修会を実施します。
- ・金融機関の勉強会へ講師として職員を派遣します。

③業務の効率化

- ・期中管理先については、50先のモニタリング表を作成し、継続的な管理を行うことで業務の効率化を図ります。
- ・金融機関支店別延滞一覧表により延滞企業を早期管理し、150件の企業訪問、200店舗の支店訪問を行い情報収集に努めます。

（3）再生支援への取組

①条件変更（返済緩和）先への取組

- ・200件の企業訪問により経営の実態把握を行います。
- ・MSS（中小企業経営診断システム）の活用や金融機関との連携により、再生計画作成支援を行うとともに、再生可能性のある企業については、継続的な訪問とモニタリング表の作成により、20先の再生計画支援を行い、併せて進行管理を行います。
- ・必要に応じて大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社と連携します。

②求償権先への取組

- ・事業を継続している定期入金先から求償権消滅保証の対象先を選定し、同保証を利用した企業再生支援を行います。
- ・必要に応じて大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社と連携します。

3. 経営に関する取組（風通しの良い職場づくりと現場主義の徹底）

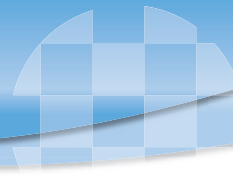
（1）人材育成の充実

①OJTの取組推進

- ア) 保証部や管理部の若手職員を対象に内部勉強会等の開催による職場内研修を充実します。
 - ・保証業務や管理業務に関する研修テーマについて、職員からの研修実施企画書により研修を実施します。研修は四半期に1回以上、時間外に1時間～2時間程度で開催します。
- イ) 中小企業者のニーズや問題点を把握するために現場主義を徹底するとともに、保証部・管理部の若手職員を中心にベテラン職員による現場指導を実施します。
 - ・現場指導が必要な若手職員については、月に2回以上現場調査や相談時に同行・同席します。指導する職員は、毎月（～四半期）の指導計画を作成します。
- ウ) 新人職員や能力育成中の職員について、マンツーマンの指導体制を1年間は継続します。

②OFF-JTの取組推進

- ア) 連合会等外部研修や通信教育の受講により、多様化する業務に的確に対応できる職員、職場内でリーダーシップのとれる職員を養成します。
 - ・連合会主催の階層別研修を活用し、職員の職位に見合う能力の向上を図ります。
- イ) 中小企業診断士等の専門的能力を有する職員を養成します。
 - ・初年度対策として連合会が主催する中小企業診断士育成コースに、2人を指名し受講させます。



(2) 危機管理体制の確立

- ①年度当初に、各部署・担当ごとに BCP や災害対応マニュアル等の周知を行います。
 - ・危機管理担当により、年度当初に BCP や災害時の危機管理に関する担当・役割を配分し、周知徹底を行います。
- ②年度当初に、図上訓練、実施訓練、研修のスケジュールを立て計画的に実施します。
 - ・第1四半期に研修を実施し、第3四半期に図上訓練、実施訓練をします。
- ③中小企業会館の耐震工事の実施と別館ビルの耐震対策を検討します。
 - ・年度当初に常勤理事をチーフとしたプロジェクトチームを結成し、両館の耐震工事等を具体化します。
- ④職場の対人関係について、コミュニケーション、セクハラ、パワハラが発生がないか検証し、防止策を周知します。
 - ・セクハラ、パワハラ防止規則を定め、コンプライアンスへの取り組みを強化します。
 - ・危機管理担当により、遵守状況を監視するとともに職場環境やメンタルヘルスについても問題の発生がないか、衛生委員会を活用して四半期ごとに検証します。
- ⑤大分県警・金融機関暴力団対策連絡協議会に加え、関係機関との連携を強化し、情報の収集・交換を行います。
 - ・危機管理担当が主体となり、関係団体と連携し情報の収集・交換を行います。

(3) 新たな電算システムの構築

- ①システム移行を行うためのプロジェクトチームを組織し、検証体制を確立することで、次期システムへのスムーズな移行を行います。
 - ・年度当初に専務理事をチーフとしたプロジェクトチームを結成し、移行についてのスケジュール、手続き、費用等を具体化します。
- ②保証料・延滞保証料徴収規程の変更など移行に伴う事務処理作業の見直しや諸規程・マニュアル等の整備を行い、職員研修を実施します。
 - ・プロジェクトチームにより、規程の変更や手続きの見直し等が必要な部分を COMMON システムと打合わせ、変更・整備・改正の準備をします。

(4) 財政基盤の確立

- ①経費の削減
 - ・平成24年度中に経費削減計画を策定します。
- ②資金の効率的運用
 - ア) 有価証券の購入は、国債・共同地方債を主体とし有価証券の保有期間を延ばすことにより金利の引き上げを図ります。
 - ・入札による有価証券の購入方法を取り入れ、一部について満期までの保有期間が12年程度（13年未満）の既発債を購入します。
 - ・有価証券の運用枠を、自己資金の70%以内から75%以内に引き上げます。
 - イ) 金融機関への預託は、金融機関の需要を見極めながら効果的に行います。

(5) 広報の充実

- ①広報に関する職員意識を向上させるため、年間を通して具体的な広報計画を周知し、職員全員が広報に積極的に取り組むことを徹底します。
- ②記者発表、説明会、パンフレット、ホームページ等の広報ツールを使い、中小企業や金融機関に対して必要な情報をタイムリーに提供します。
 - ・記者発表は、原則として総務部が実施します。
 - ・説明会で行う広報資料については、関係部が作成し、総務部が取りまとめます。
 - ・パンフレット、ホームページによる広報については、制度創設、変更等にあわせて実施します。
- ③金融機関への制度変更や中小企業者へのお知らせ等は、保証部による金融機関訪問時や勉強会において周知することで効果的な広報を行います。

IV. 保証承諾等主要計画

項目	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	回収
金額	83,000百万円	195,000百万円	4,000百万円	700百万円

平成23年度事業報告

(※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

◎経済金融情勢

平成23年度の我が国経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、マイナス成長が続くなど厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしました。

大分県経済も、東日本大震災によりサプライチェーンの寸断や消費自粛、観光客の減少などといった影響がみられ停滞感もありましたが、震災の影響が薄れるとともに生産活動は上向き、個人消費も一部に弱い動きはありますが、底堅く推移するなど、上期は緩やかな持ち直しの動きがみられました。しかし、夏場以降、海外景気の減速や歴史的な円高といった下ふれリスクが高まっていることに加え、タイの洪水の影響が一部の業種にみられる等、足下の県内経済は持ち直しの動きが弱まり足踏みの状況でした。

◎業績

(単位：百万円、%)

	金額	前年比	計画比	計画額
保証承諾額	83,303	85.8	92.6	90,000
保証債務残高	202,216	94.6	101.1	200,000
代位弁済	2,950	93.3	73.7	40,000
回収	681	57.0	75.7	900

◎貸借対照表

(平成24年3月31日現在)(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	13,882,392
預け金	7,767,040	基金	5,403,887
金銭信託	0	基金準備金	8,478,505
有価証券	15,142,028	制度改革促進基金	374,902
その他有価証券	7,989	収支差額変動準備金	3,860,000
動産・不動産	329,705	責任準備金	1,216,207
損失補償金見返	33,443	求償権償却準備金	213,734
保証債務見返	202,216,152	退職給与引当金	599,850
求償権	706,319	損失補償金	497,662
雑勘定	556,754	保証債務	202,216,152
未収利息	28,472	求償権補てん金	0
未経過保険料	42,696	借入金	0
その他	101,326	収支差額変動準備金造成資金	0
		雑勘定	3,898,531
		仮受金	58,898
		保険納付金	47,032
		損失補償納付金	17,523
		未経過保証料	3,767,975
		未払保険料	1,850
		未払費用	5,253
合計	226,759,430	合計	226,759,430

◎収支計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)(単位：千円)

科目	金額
経常収入	2,368,901
保証料	1,672,755
預け金利息	2,793
有価証券利息・配当金	187,190
延滞保証料	3,196
損害金	4,689
事務補助金・その他	312,555
責任共有負担金	160,209
雑収入	25,512
経常支出	1,614,411
業務費	708,650
役員給与	364,242
退職給与引当金繰入	31,451
その他人件費	93,195
旅費	5,000
事務費	78,514
賃借料	10,681
動産・不動産償却	24,340
信用調査費	3,223
債権管理費	66,410
指導普及費	14,802
負担金	16,792
借入金利息	0
信用保険料	900,894
雑支出	4,867
経常収支差額	754,490
経常外収入	4,138,818
償却求償権回収金	77,763
責任準備金戻入	1,285,146
求償権償却準備金戻入	236,983
求償権補てん金戻入	2,538,657
保険金	2,195,221
損失補償補填金	343,436
補助金	0
その他収入	269
経常外支出	4,246,315
求償権償却	2,815,625
譲渡債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
責任準備金繰入	1,216,207
求償権償却準備金繰入	213,734
退職金	153
その他支出	595
経常外収支差額	△107,497
制度改革促進基金取崩額	52,237
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	699,230
収支差額変動準備金繰入額	345,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	354,230

基本財産

(平成24年3月31日現在) (単位：千円、%)

区分	金額	構成比
基金	5,403,887	38.9%
出捐金	3,931,584	28.3%
県	3,367,217	24.3%
市町村	548,664	4.0%
金融機関	15,703	0.1%
金融機関等負担金	1,472,303	10.6%
基金準備金	8,478,505	61.1%
基本財産合計	13,882,392	100.0%

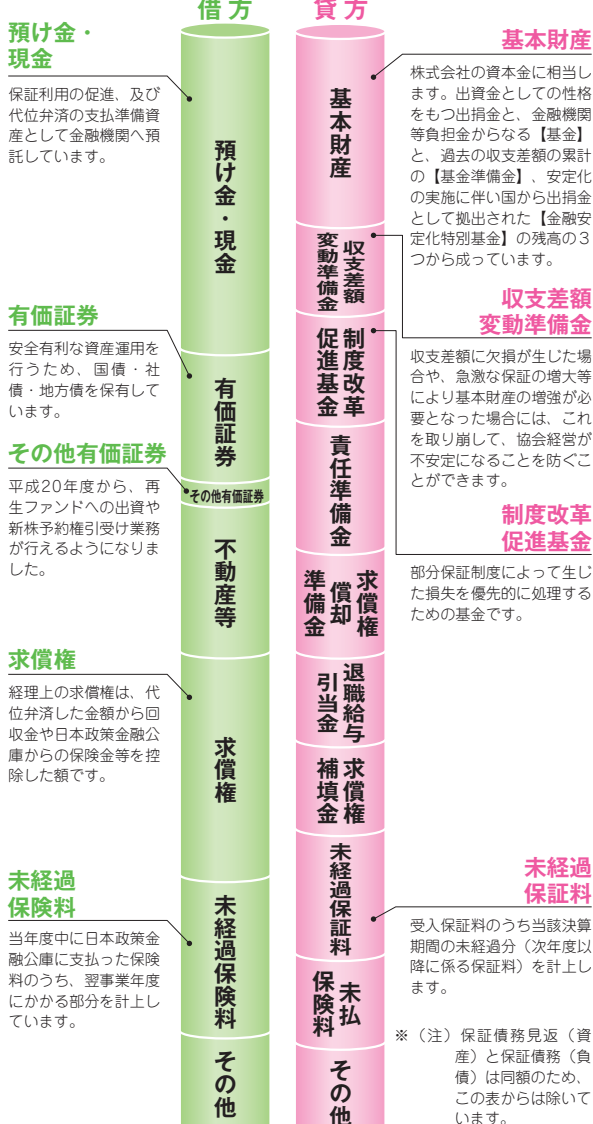
財産目録

(平成24年3月31日現在) (単位：千円)

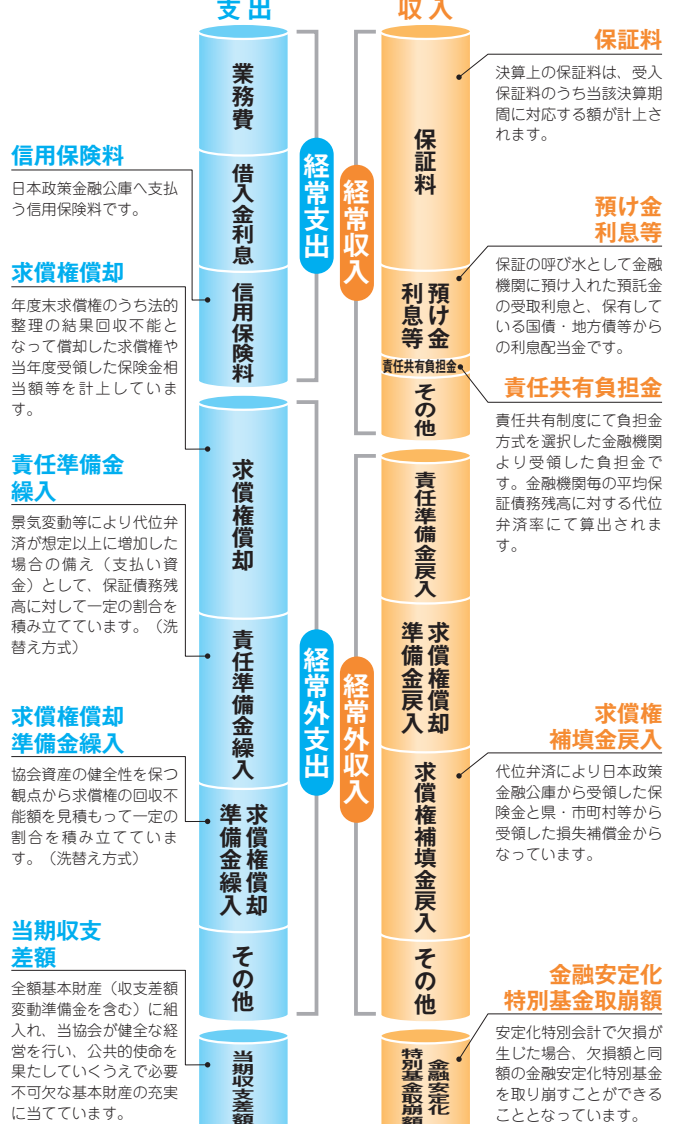
資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	責任準備金	1,216,207
預け金	7,767,040	求償権償却準備金	213,734
金銭信託	0	退職給与引当金	599,850
有価証券	15,142,028	損失補償金	497,662
その他有価証券	7,989	保証債務	202,216,152
動産・不動産	329,705	求償権補てん金	0
損失補償金見返	33,443	借入金	0
保証債務見返	202,216,152	雑勘定	3,898,531
求償権	706,319		
譲渡債権	0		
雑勘定	556,754		
合計	226,759,430	合計	208,642,136
		正味資産	18,117,294

用語解説

貸借対照表



収支計算書



信用保証の動向

(※表中の各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

平成23年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

区 分	21年度		22年度		23年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
都市銀行	30	947,000	23	510,000	26	549,000	107.6
地方銀行	5,242	79,480,265	3,768	55,898,264	3,094	45,108,746	80.7
第二地方銀行	1,532	18,883,880	1,293	16,579,113	1,345	15,356,033	92.6
信用金庫	2,215	19,219,361	1,652	14,648,194	1,564	13,736,151	93.8
信用組合	1,135	10,159,860	972	9,263,478	855	7,706,190	83.2
政府系機関等	13	185,260	8	154,000	43	846,566	549.7
合 計	10,167	128,875,626	7,716	97,053,049	6,927	83,302,686	85.8

○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

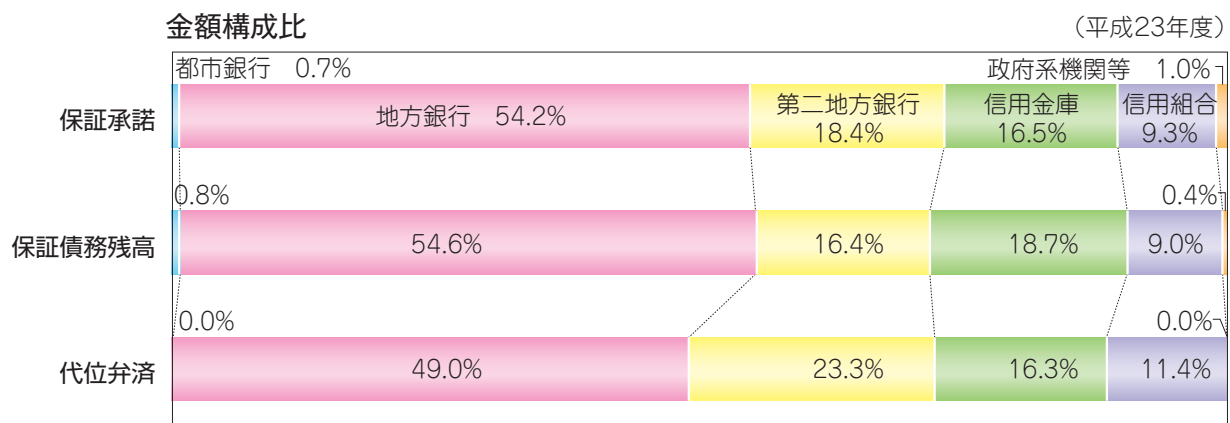
区 分	21年度		22年度		23年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
都市銀行	85	1,516,436	80	1,549,106	88	1,622,211	104.7
地方銀行	10,550	127,613,699	10,052	119,137,942	9,741	110,439,738	92.7
第二地方銀行	3,467	33,535,870	3,395	33,465,601	3,461	33,198,602	99.2
信用金庫	6,123	42,368,608	5,903	40,237,625	5,677	37,880,111	94.1
信用組合	2,532	18,990,195	2,505	18,665,783	2,474	18,198,712	97.5
政府系機関等	58	730,106	56	615,344	67	876,778	142.5
合 計	22,815	224,754,913	21,991	213,671,401	21,508	202,216,152	94.6

○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区 分	21年度		22年度		23年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
都市銀行	1	1,006	1	7,530			
地方銀行	169	2,153,697	146	1,856,351	115	1,445,070	77.8
第二地方銀行	84	749,911	54	429,798	83	688,110	160.1
信用金庫	135	1,074,177	83	594,506	77	479,716	80.7
信用組合	54	344,803	45	272,127	46	336,883	123.8
政府系機関等	2	27,330	1	186			
合 計	445	4,350,924	330	3,160,499	321	2,949,779	93.3

注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。(前年比も同じ)



平成23年度信用保証業務の状況〈業種別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

区 分	21年度		22年度		23年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	1,486	21,282,299	1,060	15,710,417	890	12,883,853	82.0
建 設 業	3,080	36,953,060	2,369	28,432,014	1,995	23,359,453	82.2
卸 売 業	1,129	17,982,620	826	12,690,482	730	10,886,500	85.8
小 売 業	1,691	17,501,500	1,298	13,966,810	1,197	11,757,895	84.2
サ ー ビ ス 業	1,660	20,163,347	1,259	14,960,586	1,203	13,591,739	90.9
そ の 他	1,121	14,992,800	904	11,292,741	912	10,823,246	95.8
合 計	10,167	128,875,626	7,716	97,053,049	6,927	83,302,686	85.8

○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

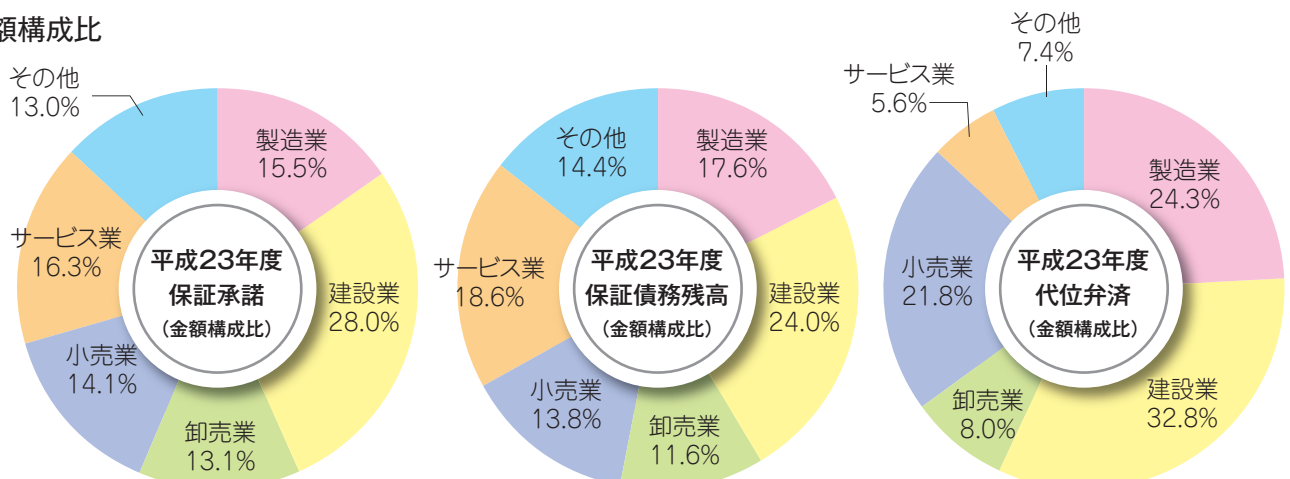
区 分	21年度		22年度		23年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	3,353	39,691,397	3,207	37,819,406	3,133	35,568,133	94.0
建 設 業	5,820	55,090,136	5,510	51,430,988	5,319	48,481,394	94.3
卸 売 業	2,082	26,456,859	2,020	24,883,388	2,011	23,493,961	94.4
小 売 業	4,139	31,665,478	3,997	30,042,454	3,837	27,837,472	92.7
サ ー ビ ス 業	4,296	40,007,884	4,174	38,941,304	4,118	37,631,049	96.6
そ の 他	3,125	31,843,160	3,083	30,553,860	3,090	29,204,142	95.6
合 計	22,815	224,754,913	21,991	213,671,401	21,508	202,216,152	94.6

○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区 分	21年度		22年度		23年度		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	金額前年比
製 造 業	67	536,012	25	268,980	38	717,439	266.7
建 設 業	148	1,716,520	136	1,414,455	112	968,864	68.5
卸 売 業	48	689,877	27	259,153	35	235,927	91.0
小 売 業	69	521,949	46	311,176	74	644,049	207.0
サ ー ビ ス 業	71	454,017	45	379,960	23	163,783	43.1
そ の 他	42	432,550	51	526,774	39	219,717	41.7
合 計	445	4,350,924	330	3,160,499	321	2,949,779	93.3

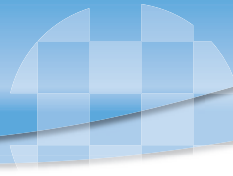
金額構成比



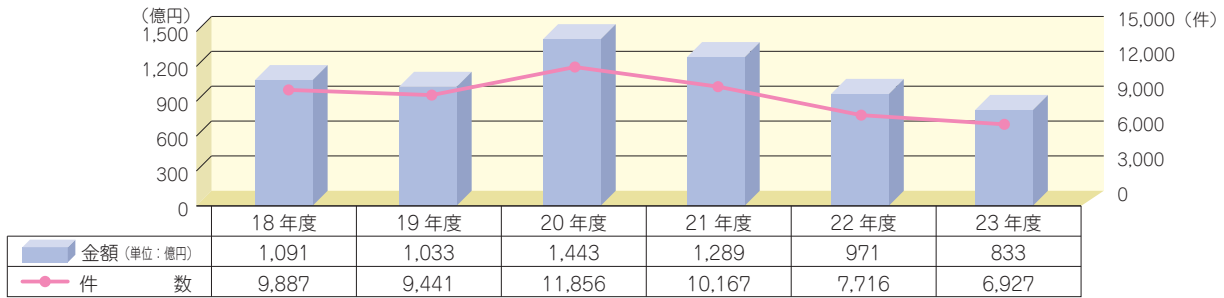
平成23年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

(単位：件、千円、%)

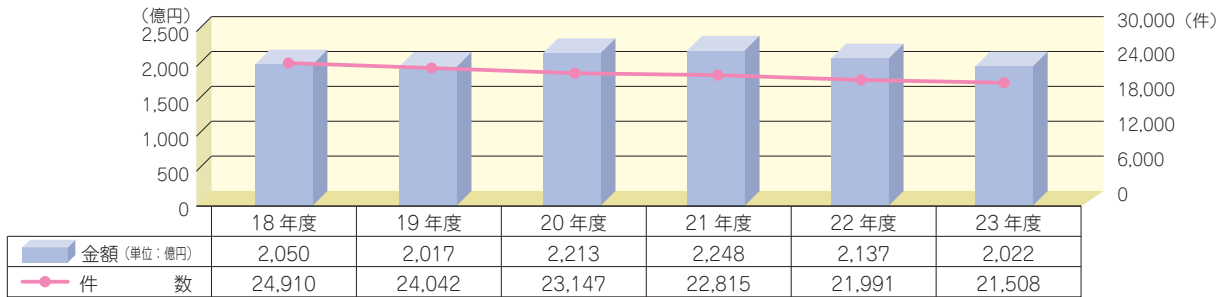
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)				
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
大分市	2,955	36,861,873	87.9	44.2	9,028	89,440,005	95.4	44.2	167	1,238,736	104.6	42.0	
別府市	693	8,764,520	86.9	10.5	2,452	22,487,955	93.4	11.1	27	230,578	84.7	7.8	
中津市	455	6,119,743	72.2	7.3	1,413	14,165,802	92.5	7.0	15	173,360	159.3	5.9	
日田市	556	5,087,143	90.4	6.1	1,946	12,963,304	96.9	6.4	10	256,430	166.2	8.7	
佐伯市	407	5,093,144	84.8	6.1	1,337	13,106,900	91.0	6.5	21	220,593	69.3	7.5	
臼杵市	241	3,476,320	85.0	4.2	694	7,337,515	96.4	3.6	8	41,952	128.1	1.4	
津久見市	106	996,160	86.4	1.2	304	2,382,522	94.4	1.2	7	47,214	—	1.6	
竹田市	167	1,942,900	85.1	2.3	355	3,491,829	101.7	1.7	4	13,393	24.0	0.5	
豊後高田市	113	1,480,100	81.7	1.8	351	3,730,465	96.3	1.9	2	3,327	—	0.1	
杵築市	155	1,817,500	105.3	2.2	445	4,367,095	94.9	2.2	3	29,173	29.0	1.0	
宇佐市	277	3,347,120	87.3	4.0	830	7,708,054	92.6	3.8	21	305,252	89.6	10.3	
豊後大野市	185	1,542,700	64.3	1.8	502	3,922,470	96.5	1.9	8	46,015	25.3	1.6	
由布市	212	2,275,830	119.5	2.7	572	4,864,381	97.5	2.4	8	106,906	179.5	3.6	
国東市	92	986,583	103.6	1.2	364	2,732,497	90.5	1.4	7	53,611	80.2	1.8	
市計	6,614	79,791,636	86.5	95.6	20,593	192,700,792	94.8	95.3	308	2,766,538	96.2	93.8	
東 東 郡	姫島村	7	50,050	834.2	0.1	8	37,356	100.0	—	0	0	—	0.0
	小計	7	50,050	834.2	0.1	8	37,356	100.0	—	0	0	—	0.0
速 見 郡	日出町	121	1,296,350	62.4	1.6	331	3,924,973	92.9	1.9	8	150,483	400.9	5.1
	小計	121	1,296,350	62.4	1.6	331	3,924,973	92.9	1.9	8	150,483	400.9	5.1
玖 珠 郡	九重町	54	633,200	80.9	0.8	180	1,856,685	92.3	0.9	0	—	—	0.0
	玖珠町	102	1,046,150	97.8	1.3	311	2,322,490	99.0	1.2	4	18,890	31.0	0.6
	小計	156	1,679,350	90.7	2.1	491	4,179,175	95.9	2.1	4	18,890	8.3	0.6
郡部計	284	3,025,750	76.9	3.8	830	8,141,504	94.4	4.0	12	169,373	63.9	5.7	
県外	29	485,300	56.6	0.6	85	1,373,856	81.5	0.7	1	13,868	71.0	0.5	
合計	6,927	83,302,686	85.8	100.0	21,508	202,216,152	94.6	100.0	321	2,949,779	93.3	100.0	



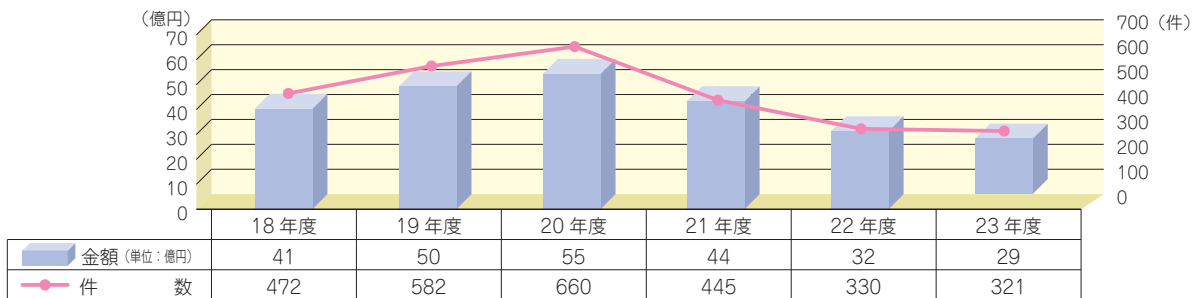
保証承諾の推移



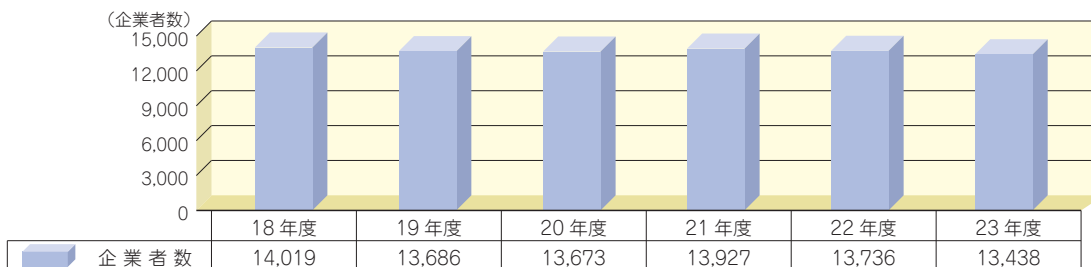
保証債務残高の推移



代位弁済の推移



利用企業者数の推移



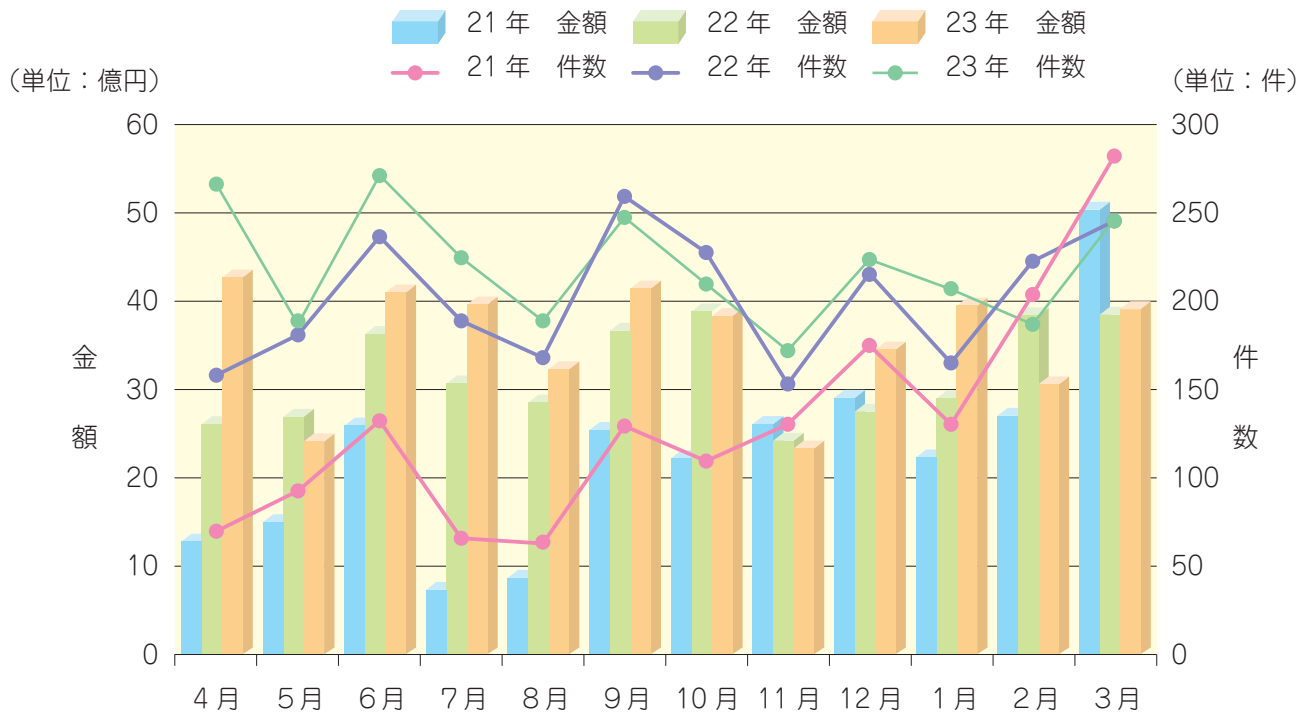
条件変更の実績

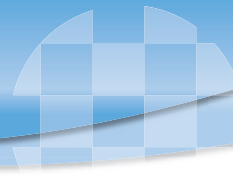
平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に踏まえ、当協会では、中小企業の経営状況に合わせた返済条件の緩和など、資金繰り円滑化に積極的に対応しています。

○条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）

（単位：件、百万円、％）

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	実績	前年同期比	実績	前年同期比	実績	前年同期比
件数	1,592	165.1	2,436	153.0	2,647	108.7
金額	27,381	190.4	38,395	140.2	42,926	111.8





当協会の取組～専門家派遣事業

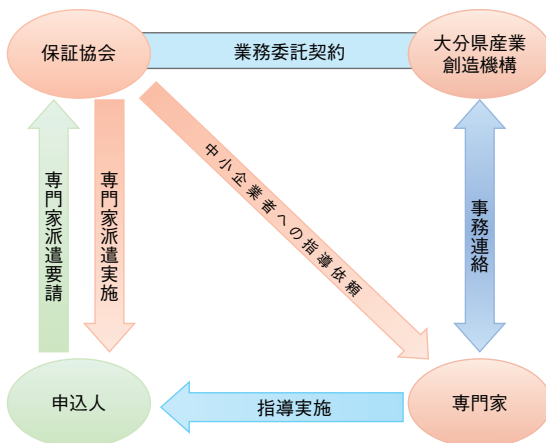
平成23年5月から当協会独自の事業として専門家派遣事業を開始しました。本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いする事業です。平成23年度は、51企業に対し延べ162回の派遣を実施しました。



(1) 概要

制度の運営	大分県信用保証協会
業務委託先	公益財団法人大分県産業創造機構
派遣する専門家	公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家
利用対象者	当協会を利用している中小企業
派遣回数	原則3回（必要に応じて5回まで実施可能）
派遣時間	1回あたり3時間
費用	無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担）

(2) 本事業のスキーム図



本事業の主な流れについて

- ①お客様の事業概況、課題および支援要請の内容を確認
- ②専門家派遣の決定および専門家の選任
- ③専門家派遣の実施
- ④報告書の提出



経営課題解決をサポート!
専門家派遣事業

中小企業の皆さま!
専門家に相談してみませんか?

- 接客力を向上したい、 ●生産を効率化したい、
- 営業力を強化したい、 ●ITを活用したい、など

そんな皆さまを強力サポート!
専門家がお伺いし、課題解決と一緒に取り組みます。
費用は無料です。お気軽にご相談ください。
(当協会をご利用いただいている中小企業の方を対象とした事業です。)

お気軽にご相談ください TEL.097-532-8295
大分県信用保証協会 <http://www.oita-cgc.or.jp>

当協会の取組

◆金融相談会の実施

県内各地の商工会議所で定期的に金融相談会を開催しています。

当協会の中小企業診断士や保証部職員が、各種保証制度をはじめ、保証業務全般や経営に関することなど、中小企業の皆さまからのご相談に直接応じています。

【お問い合わせ先】

保証部 経営支援課 097-532-8295

保証一課 097-532-8246

保証二課 097-532-8247



◆金融機関・関係機関との連携

保証業務や事務手続き等について、金融機関等へ説明会を実施しています。金融機関の皆さまにより一層ご理解いただくとともに、中小企業のお客さまのニーズにきめ細やかに対応するため、今後も相互の信頼関係を高め、更なるサービスの向上を心掛けてまいります。



◆顧問弁護士による内部研修会

顧問弁護士を講師として内部研修会を実施し、事例研修や法律相談を行うなど、職員の資質向上に努めています。

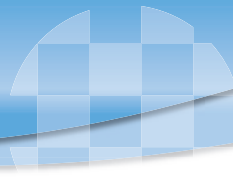


◆危機管理研修の開催

外部専門家を講師として、全職員を対象とした危機管理研修を実施しています。

中小企業の皆さまのセーフティネットとしての役割を果たせるよう、今後も継続的に危機管理に取り組んでまいります。





広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える保証協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

ホームページの活用

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介やご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス
<http://www.oita.cgc.or.jp>



季刊誌「RELATION」の発行

季刊誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法、改正点などタイムリーな情報を提供しています。



「保証月報」の発行

毎月1回、当協会の保証状況を分かりやすくまとめています。



リーフレットの発行

「信用保証制度のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。



外部機関等の広報誌への広告掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」「経営支援」に関する情報やお知らせを掲載しています。これからも地域に密着した自治体等の広報誌への情報発信を行います。



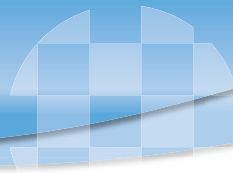
掲載先：「創造おおいた」
公益財団法人 大分県産業創造機構



掲載先：「かるふる」
大分県商工会連合会



掲載先：「エール」
大分商工会議所



第二次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の総括

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成21年度から平成23年度までの3か年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んできました。

当協会は経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、第二次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の実施状況について自己評価を行いましたので、外部評価委員会(委員 岡村邦彦弁護士・河野光雄公認会計士)意見書と併せて公表いたします。

1. 事業概況について

(1) 地域経済および中小企業の状況

平成21年度の県内経済は、輸出の増加基調から生産は堅調に推移しているほか、設備投資は概ね下げ止まっており、企業の景況感も持ち直しの傾向にあった。しかしながら、雇用・所得・個人消費は引き続き低調に推移しており、全体としてなお厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しの動きがみられていた。

平成22年度の県内経済は、海外景気の回復や国の政策効果等を背景に生産活動や移輸出が上向き、公共工事も増勢基調で、緩やかな持ち直しの動きが続いていたが、東日本大震災の影響による生産活動の制約等から弱含んでいた。

平成23年度の県内経済は、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や消費自粛、観光客の減少などといった影響から、停滞感もあったが、震災の影響が薄れるとともに生産活動は上向き、個人消費も一部に弱い動きはあるが底堅く推移するなど、上期は穏やかな持ち直しの動きがみられた。しかし、夏場以降、海外景気の減速や歴史的な円高といった下ふれリスクが高まったことに加え、タイの洪水の影響が一部の業種でみられる等、足下の県内経済は持ち直しの動きが弱まり足踏みの状況となった。

(2) 中小企業向けの融資動向

平成21年度は、資金需要の乏しいなか、緊急保証制度融資の頭打ち等から県内企業への貸出は前年度を下回り、金融機関の貸出態度は「厳しい」で推移した。

平成22年度は、年度末の貸出は前年度を幾分上回ったものの、金融機関の貸出態度は依然「厳しい」で推移した。

平成23年度は、年度末に金融機関の企業向け貸出態度は「緩い」超に転化したが、通年では「厳しい」超で推移した。

(3) 大分県内中小企業の資金繰り状況

平成21年度は、製造業・非製造業ともに幾分改善の方向にあるが、資金繰りにおける景況感については運転資金調達の増加により依然厳しい状況にあった。

平成22年度は、年度末に「楽である」超に転化したが、通年では「苦しい」超で推移した(日本銀行大分支店の「主要金融経済指標(2011年6月2日現在)」)。

平成23年度は、「苦しい」超で推移した(日本銀行大分支店の「主要金融経済指標(2012年5月8日現在)」)。

(4) 大分県内中小企業の設備投資動向

平成21年度は、従前先送りになっていた設備投資計画の投資を行う先や高付加価値化投資等に踏み切る先がみられているなかで、前年度比プラス計画となった(日本銀行大分支店「県内金融経済概況(2010年2月～4月)」)。

平成22年度は、企業の投資抑制姿勢もあって、弱い動きとなった(日本銀行大分支店「県内金融経済概況(2011年2月～4月)」)。

平成23年度は、先行きの不透明感から多くの企業で投資抑制姿勢を堅持しているため、弱い動きが続いた(日本銀行大分支店「県内金融経済概況(2012年2月～4月)」)。

(5) 大分県内の雇用情勢

平成21年度は、3月の有効求人倍率が0.51倍と、27か月連続して1倍を下回っており依然として厳しい雇用情勢であった(大分労働局調査)。

平成22年度は、有効求人倍率は改善しているものの、常用雇用者数の減少が続くなかで、震災による生産活動の制約に伴う影響も懸念されるなど、厳しい状況であった(日本銀行大分支店「県内金融経済概況(2011年2月～4月)」)。

平成23年度は、有効求人倍率は緩やかに改善しているものの、現金給与総額が減少していることなどから、なお厳しい情勢を脱していなかった(日本銀行大分支店「県内金融経済概況(2012年2月～4月)」)。

2. 事業実績について

平成21年度から平成23年度までの3か年間の業務上の重点課題についての実施評価は以下の通りである。

(1) 保証部門

①政策保証の推進

国の経済対策として、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が「景気対応緊急保証制度」としての延長、更にセーフティネット保証5号について対象業種を原則全業種（82業種）とする措置等を受けて、中小企業者への資金の円滑化を図るため、ホームページへの掲載や金融機関への説明会・勉強会、ならびにパンフレットの配布等により、各種政策保証制度の推進に積極的に取り組んだ。

景気対応緊急保証制度およびセーフティネット保証（5号）の承諾実績は以下の通り。

平成21年度、6,384件、金額で847億51百万円

平成22年度、4,188件、金額で572億67百万円

平成23年度、1,991件、金額で314億57百万円

更に、「中小企業金融円滑化法」の施行により条件緩和を中心とする条件変更に積極的に取り組み、中小企業者の資金繰り支援を行った。条件変更承諾については以下の通り。

平成22年度、1,592件、金額で273億81百万円

平成23年度、2,993件、金額で476億67百万円

②経営支援機能の強化

中小企業診断士を中心に、企業訪問によるモニタリングを実施、また、定例の県内商工会議所での出張金融相談会に中小企業診断士を派遣し経営相談業務の充実を図った。更に、協会独自事業として、経営課題を抱える中小企業者を支援するため、平成23年5月に「専門家派遣事業」を創設し、51企業に162回専門家を派遣した。

③保証審査の適正化・効率化

金融機関の本部および支店訪問を積極的に行い、情報交換を密にした。また、保証担当者が積極的に企業訪問を行うことにより実態把握に努めた。更に、金融機関と密接な連携を図り、適正で効率的な審査を行うために、継続的に金融機関別、地域別に案件相談会・勉強会を実施した。平成21年度は32回、平成22年度は42回、平成23年度は61回実施。

④保証利用企業者数の増加

保証利用企業者数の増加策として、各種パンフレットの配布やホームページによる各種保証制度説明および商工団体等の季刊誌に広告掲載を行う等により広報活動に努めるとともに、商工団体等との勉強会やセミナーに講師派遣を行い、協会を利用した場合の利便性や優位性を説明した。また、保証利用完済先に対しては再利用のアプローチに努め、平成24年3月には281企業者に対し、ダイレクトメールを発送するなど努力したが、利用企業者数の減少に歯止めが掛からなかった。

平成21年度、利用企業者数13,927企業

平成22年度、利用企業者数13,736企業

平成23年度、利用企業者数13,438企業

平成23年5月に、協会独自の制度として、自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業という大分県の推進する3つのクラスター事業を行う企業を対象とした「おおいた産業活力支援保証」を創設し平成23年度は10件の2億81百万円の保証承諾を行った。

⑤職員の目利き能力の向上

多様化する中小企業のニーズに応えるため、「全国信用保証協会連合会」主催の研修に職員を参加させるとともに、同じく連合会主催の信用調査検定試験を受験させ審査能力の向上に努めた。

企業訪問を行う際は、若手職員にはベテラン職員を帯同させ中小企業の実態把握のOJTを行い、また管理職が講師となり審査実務等の勉強会を行うことにより、問題点の把握や企業の将来性を見通すことのできる職員の養成に努めた。

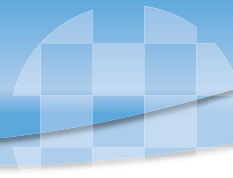
⑥反社会的勢力に係る情報交換体制の強化

「暴力追放大分県民会議」および「金融機関暴力対策連絡協議会」に出席して、情報交換を行った。また、「全国信用保証協会連合会」取りまとめの「反社会的勢力等情報共有化システム」への参加を行って、全国の信用保証協会との相互情報交換に努めた。

(2) 期中管理部門

①金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

事故報告受付等による要管理先について、金融機関との連携強化による早期実態把握に努め、中小企業者の実態に



即した返済額の軽減・一定期間の返済猶予・期限延長等の条件変更を実施し延滞の解消を行った結果、代位弁済の抑制につながることができた。

また、平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」を背景とした金融機関の積極的な条件変更対応が大幅に増加した結果、代位弁済については、平成21年度43億51百万円、平成22年度31億60百万円、平成23年度29億50百万円の合計104億61百万円と計画額（169億円）を大きく下回った。

- ・延滞先取扱金融機関への訪問を強化し企業の実態把握に努めた。また取扱金融機関が複数あり、調整を要する企業先への訪問を行った（金融機関支店訪問 平成21年度182店舗 企業訪問7先・平成22年度344店舗 企業訪問17先・平成23年度471店舗 企業訪問19先）。
- ・県内主要5行については、毎月定期的に本部訪問を実施し情報交換を行うとともに今後の管理方針について随時協議を行った。
- ・金融機関との研修会、勉強会に積極的に参加し、債権管理の手続きの周知徹底を図ったことにより事務手続きミスの減少や事務手続きのスピードアップが図られた。

②延滞債権管理への早期着手

延滞案件について、早期債権管理に着手した結果、条件変更での対応が増え、代位弁済の抑制につながった。

延滞1か月案件の要管理先を支店ごとにリストアップし、延滞件数の上位店舗主体に支店訪問により情報収集し債権管理に着手した。また、事故報告書未提出および期限の利益の喪失未実施の先については今後の方針を協議した。

大口案件（50百万円以上）の事故について、債務者の現況・保全状況および今後の管理・回収方針を速やかに役員へ報告した。

③事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会と個別案件の協議や情報交換を実施し連携強化を図った。

また、県内主要5行と再生支援協議会との連携を強化するために、事業再生支援の意見交換会を実施した。今後とも、協会が事務局となり定期的に意見交換会を開催することとなった。

また、平成21年度には広域の支援ファンドである九州再生支援ファンド投資事業有限責任組合へ出資を行い3年間の累計で10百万円となった。

(3) 回収部門

①回収の最大化・効率化

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努めたが、無担保債権の増加や不動産価格の低迷、第三者保証人非徴求などにより求償権内容の質的低下により3か年間の回収実績が29億83百万円と中期事業計画の回収計画額36億円を大きく下回った。特に、有担保債権については、進捗管理を徹底して行い、不動産処分を推進した結果、平成21年度、平成22年度はいずれも前年度を上回ったものの、平成23年度の不動産処分が計画通り進まず計画比75.7%と低迷した。

（不動産処分による回収額 平成21年度6億86百万円・平成22年度6億52百万円・平成23年度2億79百万円）。

- ・新規代位弁済案件について、毎月、期中管理担当と「代位弁済打合せ」を行うとともに、大口50百万円以上の案件については役員へ現況と保全状況を報告し今後の方針について協議した。
- ・代位弁済時から担保管理データを作成し、担保物件近隣の金融機関において実勢価格等の調査と任意処分の働きかけを行った。
- ・自己破産、法的整理等による回収不能求償権について、管理事務停止および求償権整理を行い管理事務の効率化を図った。

（3か年間累計で 管理事務停止 702件 44億75百万円 求償権整理 559件 25億51百万円）

②求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応して、サービサーへの委託範囲を拡大し効率的な回収を図った。

- ・無担保債権の代位弁済後の委託に加え、担保処分後の無担保債権および定期入金先の有担保債権の追加委託を行うなど、委託範囲の見直しを実施し、3か年間で665件、53億40百万円の委託を実施し5億64百万円の回収を行うことが出来た。

（平成23年度末の実質求償権の内65.4%をサービサーに委託しており、効率的な回収に努めてきた）。

(4) 経営戦略部門（業務体制の強化・改善）

①内部監査体制の充実・強化について

平成21年度・平成22年度は、コンプライアンスマニュアルに基づく研修・啓蒙活動を行うとともに、リスク管理・監査体制の整備を行った。平成23年度は、危機管理を充実させるために、事前の危機管理である「リスク管理」と事後の危機管理である「クライシス管理」に取り組み危機管理体制を構築した。具体的には、会長直属の危機管理担当を新設して、「危機管理計画」を策定するとともに、同計画に基づく「業務継続計画（BCP）」および「被災後3日

間の各部対応計画」を作成した。また、各種マニュアルおよび「過去の事件・事件事例集」、「リスク及びヒヤリハット事例集」を作成して、職員への周知徹底を図り事件・事故等の再発防止・未然防止に努めた。

②人材育成の充実・強化について

各種研修および資格取得制度を通じて人材育成・開発に努めた。特に平成23年度は、担当者の企業訪問時にベテラン職員が帯同指導する等の実践的 OJT に注力した。また、近い将来、職員の定年退職者が増加するため、平成21年度に新卒者2名、平成23年度に新卒者2名、中途1名の採用を行った。

③信用補完制度の持続可能性向上の取組について

平成21年度は、景気の大幅な悪化や制度を巡る状況が急変するなか、国の経済対策である緊急保証制度に注力するとともに、「中小企業金融円滑化法」への対応として地方公共団体制度の条件変更が弾力的に行えるようにした。平成22年度は、引き続き景気の悪化や制度変更（責任共有負担金の還流等）に伴う対策や運用について、職員に周知徹底を図り現状認識の共有化を行った。平成23年度は、国および県の施策や中小企業のニーズに応える新しい取り組みとして、「専門家派遣事業」および「おおいた産業活力支援保証」を創設するとともに、「東日本大震災復興緊急保証」の取り扱いを行った。

④金融機関との適切な責任共有制度への取組と整備について

平成21年度・平成22年度は、平成19年10月に導入された責任共有システムのスムーズな運営に向けた取り組みを行った。平成23年度は、景気対応緊急保証制度の終了に伴い責任共有対象保証の比率も上昇傾向となっているため、金融機関への親切丁寧な対応に努めたことで、責任共有制度に対する理解を深め、スムーズな業務運営に結び付けることができた。

⑤広報活動の充実について

信用保証制度の正しい理解と一層の認識を図るためにホームページや季刊誌を活用して中小企業者向け広報活動の充実に取り組んだ。

⑥裁判員制度への対応について

全国信用保証協会連合会総務委員会専門部会の報告および九州各県の規程を参考にして、平成21年10月に就業規則の改正を行い職員が裁判員として司法参加するための環境を整えた。

⑦九州ブロック共同システムの充実について

平成21年度は、信用保険関係の変更および連合会システムの追加に伴うシステムの充実を図った。平成22年度は、共同システム運用会議に参加している九州6協会において次期システムの検討を行った。平成23年度は、九州6協会が行動をとるとして、システムの精度が高評価されている東京グループ COMMON システムに移行することを決定した。

⑧システム事故防止対策の強化について

平成21年度は、保険関係通知書の定期的なサンプル検証の実施をするとともに、保証承諾データのチェックプログラムを単独開発してシステム障害への予防体制の強化を行った。平成22年度は、保証承諾データのチェックプログラムに新たなチェック項目の追加を行って機能強化を行った。平成23年度は、信用保証料の検証システムおよび日本政策金融公庫の付保通知調査の検証システムを作成して運用開始することにより、システム事故防止の対策強化を行った。

平成23年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、平成23年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会（委員長 岡村邦彦弁護士・副委員長 河野光雄公認会計士）意見書と併せて公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済および中小企業の状況

大分県内の経済情勢は、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や消費自粛、観光客の減少などといった影響から、停滞感もあったが、震災の影響が薄れるとともに生産活動は上向き、個人消費において一部に弱い動きがあったものの底堅く推移するなど、上期は穏やかな持ち直しの動きがみられた。しかし、夏場以降、海外景気の減速や歴史的な円高といった下ぶれリスクが高まったことに加え、タイの洪水の影響が一部の業種でみられる等、足下の県内経済は持ち直しの動きが弱まり足踏みの状況となっている。

(2) 中小企業向けの融資動向

日本銀行大分支店の「県内金融経済概況（2012年2月～4月）」、「主要金融経済指標（2012年5月8日現在）」によると、2012年3月の貸出は前年を下回っており、中小企業者から見た金融機関の企業向け貸出態度は2012年3月では「緩い」超に転化したが、通年では「厳しい」超で推移している。

(3) 大分県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行大分支店の「主要金融経済指標（2012年5月8日現在）」によると、「苦しい」超で推移している。

(4) 大分県内中小企業の設備投資動向

先行きの不透明感から多くの企業で投資抑制姿勢を堅持しているため、弱い動きが続いている（日本銀行大分支店「県内金融経済概況（2012年2月～4月）」）。

(5) 大分県内の雇用情勢

有効求人倍率は緩やかに改善しているものの、現金給与総額が減少していること等から、なお厳しい情勢を脱していない（日本銀行大分支店「県内金融経済概況（2012年2月～4月）」）。

2. 事業計画について

平成23年度の事業概況は、中小企業者が厳しい経営環境にあるなか、基本業務である保証承諾は6,927件、金額833億3百万円となり、計画比金額は92.6%、前年度比では件数89.8%、金額85.8%であった。

保証債務残高は21,508件、金額2,022億16百万円となり、計画比金額は101.1%、前年度比では件数97.8%、金額94.6%であった。

中小企業者の資金需要の低下や中小企業円滑化法を背景とした条件変更（返済条件緩和等）の増加に

よる影響から、保証承諾は計画を下回ったが、保証債務残高は計画を若干上回った。

一方、代位弁済は321件、29億5千万円となり、計画比金額73.7%、前年度比では件数97.3%、金額93.3%と件数・金額ともに減少した。また、回収は求償権の質的低下、不動産処分が低迷するなか、6億81百万円となり、計画比75.7%、前年度比57.1%と大幅に減少した。

3. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は6億99百万円の黒字計上となった。この収支差額から3億45百万円を収支差額変動準備金に、3億54百万円を基金準備金に繰り入れて、基本財産の増強を図った。

4. 財務計画について

基本財産のうち、基金準備金については、収支差額から3億54百万円を繰り入れて、期末の基金準備金は84億78百万円となった。この結果、基本財産総額は138億82百万円となった。

5. 重点課題について

(1) 保証部門

① 政策保証の推進

国の経済対策のひとつであった「景気対応緊急保証制度」が前年度で終了したことにより、中小企業者への資金の円滑化を図るため、以下のようにセーフティネット保証や小口零細企業保証制度等、国や自治体の各種政策保証制度の推進に取り組んだ。また、東日本大震災で被害を受けた県内中小企業者に対しては特別制度資金「東日本大震災復興緊急保証」の対応を行った。更に平成23年3月に期限を迎えた「中小企業金融円滑化法」が平成24年3月まで延長（その後平成25年3月まで再延長）されたことから、厳しい環境下で経営改善に取り組んでいる中小企業者には金融機関と連携して、柔軟に条件変更（返済条件緩和等）の対応を行った。

・セーフティネット保証（5号）の対象に全業種が指定されたことから、積極的に推進を行い厳しい中小企業者のニーズに応えた。

セーフティネット保証承諾実績 1,991件 314億57百万円（前年度件数比47.6% 前年度金額比55.0%）

・東日本大震災関連では、いち早く創設された大分県活性化資金（東北地方太平洋沖地震特例）を主体に、間接被害を受けた県内企業に対し柔軟な対応を行った。

大分県活性化資金（東北地方太平洋沖地震特例） 50件 9億28百万円 東日本大震災復興緊急保証 4件 1億61百万円

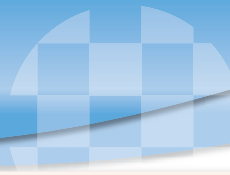
・「中小企業金融円滑化法」が延長されたことから、厳しい環境下で経営改善に努めている中小企業者に対して、金融機関と連携し柔軟に条件変更（返済条件緩和等）を対応した。

条件変更承諾 2,993件 476億67百万円（前年度件数比104.2% 前年度金額比107.0%）

② 経営支援機能の強化

協会独自事業としては、経営課題を抱える中小企業者を支援するため、平成23年5月に「専門家派遣事業」を創設した。また、定例の県内商工会議所での出張金融相談会に中小企業診断士を派遣して、その充実を図り大口保証先（保証債務残高80百万円以上）に対しては、期中支援として企業訪問によるモニタリングを実施した。

・専門家派遣事業については、52企業から相談を受け、51先に実施した。



- ・大口保証先のうち、79先に対し企業訪問によるモニタリングを実施した。
- ・県内商工会議所において開催された金融相談会に、中小企業診断士の資格を有する職員を18回派遣して、経営・金融相談業務の充実を図った。

③ 保証審査の適正化・効率化

金融機関本部および支店訪問を積極的に行い、情報交換を密にしたうえで、中小企業者の実態把握のための企業訪問や面談に努めた。また、効率的な保証審査を行うために、金融機関と「勉強会」や「相談会」を実施した。

- ・金融機関との中小企業者や地域動向の情報共有を図るため、県内主要5行の金融機関本部へ毎月定期的に保証動向の説明を行うとともに、担当者が延べ1,325店舗を訪問した。
- ・中小企業者の実態把握を行うために、創業、新規申し込み先を中心に474企業（前年度283企業）に対して現地訪問や面談を行った。
- ・金融機関と密接な連携を図り、適正で効率的な審査を行うために、前年度を上回る金融機関・地域別の勉強会や相談会を実施した。

勉強会24回・相談会37回 合計61回開催－前年度21回開催

④ 利用企業者数の増加

保証企業者数の増加策としての各種パンフレットの配布、ホームページによる商品説明および商工団体等の季刊誌に広告掲載を行う一方、金融機関や商工団体等との勉強会やセミナーに講師派遣を行い、協会を利用した場合の利便性や優位性を説明した。また、完済先に対しダイレクトメールの発送他、金融機関と連携しながら再利用アプローチに取り組んだが、前年度同月比298企業減の13,438企業となった。

- ・金融機関との勉強会を計24回開催、商工団体等のセミナーに計10回講師派遣を行い、協会利用の利便性・優位性を説明した。
- ・完済先に再利用を促すため、281先に対し、平成24年3月にダイレクトメールを発送した結果、3月中に2先の保証承諾を行った。
- ・自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業の3つのクラスター事業を行う企業を対象として「おおいた産業活力支援保証」を創設した。

保証承諾 10件 2億81百万円

{当協会における保証利用浸透度は33.36%であり、九州管内の協会では3位である（中小企業者数40,286企業-2011年版中小企業白書付属統計資料による)}

⑤ 職員の目利き能力の向上

企業訪問や保証後のモニタリングに際して、ベテラン職員が帯同訪問して指導するOJTや、管理職が講師となり審査実務や新規事故先の分析検証の勉強会を実施して、中小企業の問題点の把握や将来性が的確に判断できる職員の養成に努めた。

- ・中小企業の将来性や技術力を的確に評価できる職員の養成を目的とした、「全国信用保証協会連合会」主催の「企業の目利き講座研修」「財務分析コース研修」に職員を参加させるとともに、信用調査検定試験（アドバンス）には2名の職員が受験して合格した。
- ・大口保証先を含め、121先の企業訪問にベテラン職員が帯同して、OJTに努めた。
- ・内部研修として、管理職が講師となり銀行実務や新規事故先の分析検証研修を5回実施した。また、ベテラン職員が講師となり決算書の見方等審査の基礎知識について合計150回の学習会を実施して、新人・初級・中堅職員の審査能力の向上に努めた。
- ・大分県主催の地域金融勉強会（10回開催）に毎回参加して、新たな情報・知識の習得に努めた。



⑥ 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

- ・「暴力追放大分県民会議」および「金融機関暴力対策連絡協議会」に出席して、現状の暴力団の組織構成、活動拠点状況について内部報告を行い情報共有に努めた。
- ・「全国信用保証協会連合会」取りまとめの「反社会的勢力等情報共有化システム」への参加を行って、他信用保証協会との相互情報交換に努めた。

(2) 期中管理部門

① 金融機関との連携強化による期中管理の徹底

事故報告受付等による要管理先について、金融機関との連携強化により早期実態把握に努めて、中小企業者の実態に即した返済額の軽減、一定期間の返済猶予、期限延長等の条件変更を実施して延滞の解消を行い(444件 69億75百万円)、代位弁済の抑制に努めた。

- ・延滞先一覧表により取扱い金融機関への訪問を強化し企業の実態把握に努めた。また、取扱い金融機関が複数に渡る案件については、返済金額、返済期限等の調整を行った。
(金融機関支店訪問 471店舗(前年度344店舗)、 企業訪問 19先(前年度17先))。
- ・大分県内主要5行本部には、毎月定期的に訪問して、情報交換を行うとともに今後の管理方針について随時協議を行った。
- ・金融機関との研修会、勉強会に19回参加して、債権管理の手続きの周知徹底を図った。

② 期中管理の早期着手による業務の効率化

延滞発生1か月の案件について、早期の条件変更等の対応で債権管理に着手した結果、代位弁済の減少につながった。

- ・延滞1か月案件の要管理先を支店ごとにリストアップして、延滞件数の上位店舗主体に支店訪問を行い、情報収集するとともに債権管理に着手した。また、事故報告書未提出および期限の利益の喪失未実施の先については、今後の方針を協議した。
- ・大口事故先(保証債務残高50百万円以上19先)について、役員へ債務者の現況・保全状況および今後の管理・回収方針を報告した。

③ 事業再生支援の充実

事業再生支援については各関連団体との連携を密にして、スムーズな運営体制の構築に努めたが、具体的な成果を得るまでには至らなかった。

- ・「大分県中小企業再生支援協議会」と個別案件の協議や情報交換を実施し連携強化を図った。
- ・「中小企業再生支援協議会全国本部」との情報交換会を実施した。
- ・協会が事務局となり県内主要5行と「大分県中小企業再生支援協議会」との連携を強化するために、事業再生支援の意見交換会を実施した。
- ・「求償権消滅保証」については、定期入金先からリストアップを行ったが実施するまでには至らなかった。

(3) 回収部門

① 回収の最大化・効率化

期中管理部門と連携し早期回収の着手により回収実績の増加に努めたが、無担保債権の増加や不動産価格の低迷により、前年度実績・計画額を大きく下回った。

- ・「担保管理一覧表」により全担保権の進捗管理を徹底し不動産処分の推進に努めたが、不動産処分による回収額は前年度を大幅に下回った。

不動産処分による回収額 2億79百万円(前年度 6億52百万円)

- ・新規代位弁済案件については、期中管理担当と、債務者の現況および保全状況についての「代位弁済打合せ」を毎月行った。
- ・求償権先に対する訪問・面談件数は、新規代位弁済の減少に加え法的整理の増加により前年度実績を下回った。

訪問・面談実績1,386先(内訳…協会管理部門191先、保証協会サービサー部門1,195先)(前年度実績1,528先)

- ・代位弁済時から担保管理データを作成して、「担保物件近隣の金融機関」で実勢価格等の調査と任意処分の働きかけを行った。
- ・自己破産、法的整理等による回収不能求償権については、「管理事務停止」および「求償権整理」を行い管理事務の効率化を図った。

管理事務停止 210件、15億63百万円 求償権整理 157件、6億46百万円

② 職員の専門知識の向上

新人、初級職員の育成については、管理部研修計画に基づいてベテラン職員を教育担当としOJTを行った。また、保証部の研修活動に参加して管理部内でもフォローアップに努めた。

- ・個別案件については弁護士相談を積極的に行い、職員のレベルアップに努めた。
- ・弁護士を講師とした勉強会については、上期と下期に各一回開催して、専門知識の習得に努めた。

上期勉強会テーマ「物上保証人所有不動産の担保権実行について等」

下期勉強会テーマ「事業譲渡と債務承継について等」

③ 求償権回収強化に向けた「保証協会サービサー」の一層の活用促進

求償権の増加に対応して、「保証協会サービサー」への委託範囲を拡大し効率的な回収を図った。

- ・これまでの無担保債権の代位弁済後の委託に加えて、担保処分後の無担保債権および定期入金先の有担保債権の追加委託を行うなど、委託範囲の見直しを行った。

無担保債権の委託 108企業 153件、8億56百万円

追加委託 24企業 63件、8億20百万円(内、有担保4件)

(4) 経営戦略部門

① 危機管理体制の確立

当協会における危機管理を充実させるために、事前の危機管理である「リスク管理」と事後の危機管理である「クライシス管理」に取り組み危機管理体制を構築した。

- ・会長直属の危機管理担当を新設した。
- ・「危機管理計画」を策定するとともに、同計画に基づいて「業務継続計画(BCP)」および「被災後3日間の各部対応計画」を作成した。
- ・危機管理要領等の改正や各種マニュアルの作成を行った。
- ・35条適用事案である「過去の事件・事件事例集」および「リスク及びヒヤリハット事例集」を作成して、職員への周知徹底を図り事件・事故等の再発防止・未然防止に努めた。
- ・職員に対する啓蒙活動を目的に外部講師による「危機管理研修」を実施した。また、協会内メール等により危機管理関連情報の提供を行って、危機意識の共有化に努めた。

② 人材確保と人材育成の充実

人材確保については、職員募集の会社説明会等の充実化に努めた結果、応募者は前年度実績の72名から97名へ約3割の増加となり、2名を確保するとともに、電算新システム移行に伴い、対応能力を有した要員1名を確保した。

人材育成については、担当者の企業訪問時のベテラン職員帯同指導の実施、企業訪問報告の事後指導等および実践的OJTにより担当者の目利き能力や報告書作成能力の向上に努めた。また、新人・

初級職員の研修については個人ごとにOJT、OFF-JTを行うことで職員のレベルアップに努めた。

- ・平成24年4月採用の正規職員の募集については、リクナビを導入して広く募集を行った。リクナビ主催の合同説明会に協会として参加するとともに、当協会主催の会社説明会を4回実施した。
- ・新システム「東京グループCOMMONシステム」移行要員として、システムエンジニアとしての実績があり協会業務への対応能力が認められる人材1名を中途採用した。
- ・各種研修、資格取得制度を通じて、人材育成・開発に努めた。具体的には、基本能力・審査能力等の底上げを図るために、「全国信用保証協会連合会」が主催する研修等に職員を派遣（階層別研修8名、業務研修3名、課題別研修6名）した。

③ 職場環境の改善

東日本大震災を教訓にして、今年度は特に人命確保と「業務継続計画（BCP）」の観点から、事務所建物の耐震に関わる取り組みを行った。

- ・本館（中小企業会館2、3階）については、耐震構造等プロジェクトに参加して、耐震補強計画の健全性に寄与した。また、耐震補強工事に伴う仮事務所移転計画等の立案を行った。
- ・別館については、耐震診断を実施した結果、コンクリート強度の脆弱性および塩分含有量の高濃度が判明し地震に弱い建物であることを確認したため、今後の対応策を検討し改築する場合の費用概算および今後の検討事項等の取りまとめを行った。その後、平成24年3月開催の第190回理事会において、別館改築の議案を提出して承認を得た。
- ・職員の健康管理については、人間ドックや特定健康診査（メタボ健診）の受診後フォローを行うとともに、衛生委員会を活用した職場環境の状況把握に努めた。

④ 次期システムの検討

次期システムについては、現行システムを共同使用している九州6協会と行動をともにして、システム精度が高評価されている東京グループCOMMONシステムに移行することに決定した。現行システムのメーカーに対して、システム移行等の協力要請を行うとともに、移行に関わる障害・問題についての情報収集および対策についての検討を行っている。

⑤ システム事故防止対策の強化

システムエラーから発生するシステム事故を未然に防止する対策を強化した。

- ・信用保証料の検証システムを作成して運用開始することにより、システムの信頼性向上に努めた。
- ・「システム関連障害発生状況報告」の内容や他協会の障害発生情報について、逐次報告書を提出し情報の共有化および周知徹底に努めた。
- ・「日本政策金融公庫」との付保通知調査を8月・2月に実施して、いずれも検証システムを作成実施した結果、問題のないことが確認された。
この検証システムに機能追加して3月から運用開始、さらにシステムの信頼性向上が図れた。
- ・検証手続きの事務フローを作成して、担当部署である保証部において説明会を実施し周知徹底を図った。また、スタンドアロン入力担当者が事務フローに基づいて処理を行うことにより、データの正確性が向上した。
- ・外部記憶装置の利用制限は、「デバイス・ロック」のサンプルシステムにより動作テストを実施し有効性が確認できたため、次年度5月からの運用管理ができるように準備した。

⑥ 諸制度改正に対するシステム対応

- ・信用保険料改定によるシステム変更を実施した。また、保険料改訂後のデータチェックを行い、システム変更のプログラム検証を行った結果、間違いがないことが確認された。
- ・責任共有負担金還流について、11月に連合会から開示された仕様により、現行システム会議で同還流システム案を作成した。システム完成は、次年度4月の予定である。

- ・制度改革促進基金について、現行システムでの対応ができなかったために、当協会の独自対応システムに条件を追加した。

⑦ 信用保証協会を取り巻く環境変化への対応

国および県の施策や中小企業のニーズに応える新しい取り組みとして、「専門家派遣事業」および「おおいた産業活力支援保証」を創設するとともに、「東日本大震災復興緊急保証」の取り扱いを行った。

- ・「専門家派遣事業」は、「顔の見える保証協会」への一環として創設したもので、今年度51先に対し専門家を派遣した。
- ・「おおいた産業活力支援保証」は、大分県の施策と連動させることにより地域経済の活性化を目指したもので、今年度10先、2億81百万円の保証承諾をした。
- ・「東日本大震災復興緊急保証」については、既存の県・市制度（別府市・佐伯市を除く）においても取り扱いのできる対応とした。

⑧ 金融機関との適切な責任共有制度への取組と整備

「景気対応緊急保証制度」終了に伴い責任共有対象保証の比率も上昇傾向となっており、金融機関への親切丁寧な対応に努めたことで、責任共有制度に対する理解を深め、スムーズな業務運営に結び付けた。

- ・金融機関向け勉強会にて責任共有制度の説明を行った。また、県内主要5行の本部訪問時に責任共有制度の説明を行った。
- ・毎月のサンプルチェック(月20~30件)や回収リストによる管理部とのチェックを実施し検証を行った。

⑨ 広報の充実

信用保証制度の正しい理解を得るために、パンフレットやチラシを作成するとともに、ホームページや季刊誌等への掲載を行って広報手段の多様化を図った。

- ・毎月発行する「保証月報」の紙面見直しにより、適時保証制度等の掲載を行い紹介に努めた。また、金融機関ランキングの見直しを行う等、紙面充実化を図った。
- ・四半期ごとに発行する季刊誌「リレーション」に、「おおいた産業活力支援保証」、「専門家派遣事業」、「セーフティネット保証5号モニタリング」について掲載し関係機関への周知に努めた。
- ・「保証制度のご案内」リーフレットについて、5月・8月の2回作成するとともに、「盆・年末資金」、「おおいた産業活力支援保証」、「専門家派遣事業」、「東日本大震災復興緊急保証」についてのチラシを作成して、利用者への周知に努めた。
- ・ディスクロージャー誌「平成23年度版 大分県信用保証協会の現況」を8月に発行して、当協会の概要や信用保証制度等についての理解周知に努めた。
- ・新着情報をタイムリーに掲載するために、ホームページの更新を39回実施して、利用者への周知に努めた。
- ・「専門家派遣事業」、「おおいた産業活力支援保証」について、プレスリリース等のアプローチにより、新聞記事として掲載された。

第二次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)の 評価に対する外部評価委員会意見書

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するための金融・経営支援に努めているところである。また、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係る自己評価を行い、第三者による評価を受けて、その結果についてディスクロージャー誌等を通じて公表も行っている。

今回、その一環として平成24年8月17日、大分県信用保証協会から第二次中期事業計画(平成21年度～平成23年度)に対する実績について自己評価の説明を受けたので、大分県信用保証協会外部評価委員会として次の通り意見を述べる。

○3か年間の事業計画について

平成21年度からの3か年間の事業計画は初年度こそ「景気対応緊急保証制度」の保証申し込みが依然として多く、保証承諾・保証債務残高は無難な滑り出しとなり、代位弁済も計画を大幅に下回り、回収も順調に推移した。しかし、2か年目は景気回復の兆しがあったものの、年後半からの急激な円高の進行や海外経済の減速で保証承諾・保証債務残高ともに計画を下回り、代位弁済は計画内であったが、回収は計画を下回った。更に3か年目は東日本大震災の影響から先行き不透明感が強まり、政府の経済対策もむなしく景気はますます悪化傾向となり、条件変更対応により代位弁済は抑制できたが、保証承諾・保証債務残高・回収は計画を大きく下回る結果となった。

この推移を見ると第二次中期事業計画の3か年間は世界経済の悪化や東日本大震災等の外的要因を考慮しても、一般的に諸数値は下降傾向となっており、総じて厳しいという判断せざるを得ない。

○3か年間の業務上の重要課題について

(保証部門)

国の政策保証である「景気対応緊急保証制度」について、各種広報活動をはじめ金融機関、商工団体との案件相談会、勉強会、説明会を通じ積極的に推進を行っていた。特に平成21年度における「緊急保証」の保証承諾の大幅な増加とその後の「中小企業金融円滑化法」を背景とした条件変更柔軟な取り組みを行ったことは、県内中小企業者の資金調達に対する寄与や、県内企業倒産の減少に直結しており評価できる。

しかし、利用企業者数は每期減少傾向にあり、利用浸透度も横這い状態が続いており、完済先へのダイレクトメールの再利用の呼びかけやホームページ等による広報活動・各種中小企業団体との普及活動は評価できるが更なる工夫と努力が必要である。そのようななか、経営支援として平成23年度より取り組みを開始した「専門家派遣事業」や「おおいた産業活力支援保証」は利用企業浸透度・モニタリングの観点から継続の必要性があると思慮する。

(期中管理部門)

代位弁済については県下の倒産件数が減少していることや「中小企業金融円滑化法」の利用による期間延長や返済条件緩和などの条件変更承諾により大幅に減少してきている。これは金融機関との連携を強化し中小企業の実態把握に努め、事業継続への支援を行うなど、総じて早期債権管理に取り組んだ結果と思慮され、このことが代位弁済の抑制につながったことは評価できる。しかしながら「中小企業金融円滑化法」による潜在的な不良債権の増加が予想されることから、経営支援・再生支援体制の整備強化について、組織変更や人員の増加を行っていることは評価出来るが、今後の経済情勢や経営環境によって代位弁済の増加が懸念されるので期中管理の徹底を図る必要性がある。また、再生支援部門においては、求償権消滅保証を含む再生方法の実施件数が僅かであることから、関係機関と密に協議を重ね今後、増加対策の検討を要するものと思慮する。

（回収部門）

回収について、平成21年度は前年度比・計画比ともに上回ったものの、平成22年度・平成23年度は2期続けて前年度比・計画比ともに下回り低迷している。無担保債権、法的手続きによる破産債権の増加等による影響も考えられるが、回収への早期着手や不動産担保処分の推進、求償権先の実態把握のための訪問・面談活動を積極的に行い目標達成の努力を必要とする。

また、増大する求償権の効率化を上げるために保証協会サービサーを積極的に活用して、回収に結びつかない案件については管理事務停止や求償権の整理を積極的に行い回収に注力願いたい。

（経営戦略部門）

保証協会は企業継続（ゴーイングコンサーン）のために、あらゆる手段を講じてきていることは理解できるものである。

特に危機管理については、従来の総務部所属の「コンプライアンス等特命担当」から会長直属の「危機管理担当」を新設して、危機管理計画を策定し、同計画に基づいた「業務継続計画（BCP）」「被災後3日間の各部対応計画」等の各種マニュアルの作成を行い、今回の大震災を教訓として、コンプライアンスのみでなく日常業務における危機管理体制の見直しを行ったことはリスクおよびクライシス管理の観点から大いに評価できるものである。

電算システムについてはシステム障害を発生させないための新たな対策を講じて事故防止に努めており、その一環として、システムのレベルアップを目指し九州ブロックにおいてその方向性が示されたことは今後の業務運営からよりよい効果をもたらすものと期待される。

また、顔の見える保証協会を目指し、情報開示面については信用保証協会への正しい理解を得るために、各種パンフレットの作成や「保証月報」の充実、「ディスクロージャー誌」の発行、ホームページの活用、プレスリリースなど過去には使用していなかったツールで広報手段の多様性を図ったことは評価できるものである。

（収支・財務部門）

年度経営計画に基づき適正な運営と経営の効率化に努めた結果、3か年で24億54百万円の黒字計上となり、基本財産は138億82百万円となったことは資本蓄積の面からも評価できる。

○3か年間の総括と期待について

経営計画に基づく業務運営は、厳しい環境のなか、3期続けて収支差額を確保し着実に基本財産増強を図っていることは大いに評価できるものである。

しかし、この3か年間の業務運営を振り返った場合、保証協会を取り巻く環境は厳しさを増してきており、特に中小企業金融円滑化法の影響は今後資産の劣悪化から保証協会に重くのしかかってくることは否定できない。

一方、県下における中小企業を取り巻く環境は、東日本大震災の影響による電力不足や欧州不安等に起因する外需の弱含みや円高、増税、年金問題など先行き負担増への生活防衛の高まりに伴う個人消費の伸び悩みから非常に厳しいものとなり、企業収益の好転要素は乏しく、中小企業においては引き続き厳しい環境を強いられるものと思われる。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の資金調達のよりどころである信用補完制度が十分機能するよう心掛けるとともに、天災・人災等の不測の事態を想定した事業継続が可能な体制づくりを引き続き行い、安定した経営基盤を維持するために更なる経営努力を期待するものである。

平成23年度経営計画の評価に対する外部評価委員会意見書

平成24年5月23日、大分県信用保証協会から平成23年度経営計画に対する実績について自己評価の説明を受けた。これについて外部評価委員会の意見を次の通り述べる。

業務環境について

平成23年度の大分県経済は、東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や消費自粛、観光客の減少などといった影響から、停滞感もあったが、震災の影響が薄れるとともに生産活動は上向き、個人消費において一部に弱い動きはあったものの底堅く推移するなど、上期は穏やかな持ち直しの動きが見られた。

しかし、夏場以降、海外景気の減速や歴史的な円高といった下ぶれリスクが高まったことに加え、タイの洪水の影響が一部の業種で見られる等、足下の県内経済は持ち直しの動きが弱まり足踏みの状態となっており、厳しい環境が続いている。

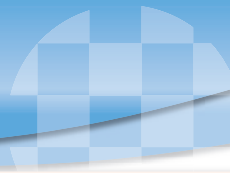
こうしたなか、大分県信用保証協会においては、国の中小企業対策のひとつであった「景気対応緊急保証制度」が前年度で終了したことにより、中小企業への資金の円滑化を図るため、セーフティーネット保証や小口零細企業保証制度等、国や自治体の各種政策保証制度の推進に積極的に取り組んでいる。

また、東日本大震災で被害を受けた県内中小企業者に対しては、東日本大震災関連で、いち早く創設された大分県活性化資金（東北地方太平洋沖地震特例）を主体に、間接被害を受けた県内企業に対して柔軟な対応を行っている。

更に平成23年3月に期限を迎えた「中小企業金融円滑化法」が、平成24年3月（平成23年12月に同法は平成25年3月まで再延長）まで延長されたことから、厳しい環境下で経営改善に取り組んでいる中小企業者に金融機関と連携して柔軟に条件変更（返済条件緩和等）の対応を行っていることは、県内中小企業の資金繰りに大きく貢献しており、保証協会が中小企業金融対策の一翼を担っていることが伺われる。

保証部門について

- ・保証承諾実績は、833億3百万円と「景気対策緊急保証制度」が終了した関係から計画値（900億円）を下回り前年比85.8%、計画比92.6%となったが、保証債務残高は「中小企業金融円滑化法」による条件変更を柔軟に行ったこともあり2,022億16百万円と、計画値(2,000億円)を若干上回る結果となっている。今後、更に中小企業の資金繰り支援のため、関係機関等との連携を深め、計画達成の努力を求めるものである。
- ・「中小企業金融円滑化法」が延長されたことから、厳しい環境下で経営改善に努めている中小企業者に対して金融機関と連携し柔軟に条件変更（返済条件緩和等）を対応したことは評価できるものの、今後対応先に関しては、資金繰り等に充分注視して管理されることを望むものである。
- ・利用企業者数は、13,438先と前年度から283先減少となり、保証利用浸透度も33.36%と横這い状態となっていることから、完済先へのダイレクトメールの再利用の呼びかけやホームページ等による中小企業者向けの広報活動、金融機関・商工団体等との相談会開催、セミナー参加による普及活動などあらゆる手段を講じていることは評価できるものの更なる工夫と努力が必要である。
- ・そのようななか、保証協会独自の事業として、経営課題を抱える中小企業者を支援するため、平成23年5月に「専門家派遣事業」を創設して、51企業先に実施したことは、従来から各方面より求められていた「顔の見える保証協会」の典型的な例として評価され、今後も継続することにより、利用企業



の浸透度や、モニタリングの観点からも必要であると考え。

- ・また、保証審査の適正化のための金融機関訪問、創業・新規申し込み先を中心とした中小企業者の実態把握のための現地訪問や面談については、前年度を上回る実績を残しており、今後もネットワークを活かして大口先等も含めて、幅広い利用者に対してより多くの経営支援を行うようお願いしたい。また、職員の目利き能力の育成については、ベテラン職員による内部研修や全国信用保証協会連合会主催の研修・検定試験に積極的に職員を派遣しており、今後も継続的な取り組みを期待する。
- ・反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化については、基本契約である信用保証委託契約書に暴力団排除条項を加え、「暴力追放大分県民会議」および「金融機関暴力対策連絡協議会」ならびに「全国信用保証協会連合会」取りまとめの「反社会的勢力等情報共有システム」に積極的参加していることは、保証協会の公共性からも評価できるものである。

期中管理について

- ・代位弁済については、県下の倒産件数が減少していることや「中小企業金融円滑化法」の利用による期間延長や返済条件緩和などの条件変更承諾により、29億50百万円となり計画値（40億円）に比して大幅に減少している。
- ・これは、金融機関との連携を強化し中小企業の実態把握に努め、事業継続への支援を行うなど、総じて早期債権管理に取り組んだ結果と思料され、このことが代位弁済の抑制につながったことは大いに評価できる。
- ・しかしながら、「中小企業金融円滑化法」による潜在的な不良債権の増加が予想されることから、今後の経済情勢や経営環境によっては企業倒産の増加による代位弁済額の増加が懸念される。引き続き関係金融機関との連携を密にするとともに再生支援等の手法を駆使して期中管理の徹底を期待する。

回収部門について

- ・回収実績は、無担保債権の増加や不動産価格の低迷、第三者保証人无徴求などにより、6億81百万円と計画値（9億円）実績値（11億93百万円）を大幅に下回った実績となっている。
- ・このことから回収活動は、期中管理部門と連携し、回収への早期着手や不動産担保処分の推進、求償権先の実態把握のための訪問・面談活動を積極的に行い目標達成の努力を必要とする。
- ・今後とも無担保や第三者保証人を徴求しない求償権の増加など、求償権内容の質的低下により、回収を増やすことは年々厳しくなるが、回収の効率化を目指し、保証協会サービサーを積極的に活用すべきである。
- ・そして、これから増大が予測される求償債権の管理面について、回収に結びつかない案件は業務の効率化のために、管理事務停止や求償権の整理を積極的に行い、回収に注力されたい。

経営戦略部門について

- ・危機管理については従来の「コンプライアンス等特命担当」から会長直属の「危機管理担当」を新設して、危機管理計画を策定し、同計画に基づいた「業務継続計画（BCP）」、「被災後3日間の各部対応計画」等の各種マニュアルの作成を行い、今回の大震災を教訓として、コンプライアンスのみではなく日常業務における危機管理体制の改正を行ったことは、リスクおよびクライシス管理の観点から大いに評価できるものである。
- また、内部研修や外部研修等を重ね、反社会的勢力等の排除については「全国信用保証協会連合会」が主体となったデータベースの利用や個人情報保護の取り組み、コンプライアンスの遵守を徹底し事故、苦情に対して迅速な対応に努めており、今後も継続願いたい。



- ・電算システムについては、システム障害を発生させないための新たな対策を講じ、事故防止に努めている。また、将来を見越して電算システムのレベルアップを目指し、九州ブロックにおいてその方向性が示されたことは、今後の業務運営、特にコンプライアンス観点から、よりよい効率化をもたらすものと期待される。
- ・保証協会を取り巻く環境は、めまぐるしく変化してきており、国および県の施策や中小企業者のニーズに応えるべく「専門家派遣事業」「おおいた産業活力支援保証」などを創設し、先の大震災においては「東日本大震災復興緊急保証」に積極対応するなど「顔の見える保証協会」づくりに努力している。
- ・また、情報開示面においては信用保証協会の正しい理解を得るために、各種パンフレットの作成、「保証月報」の充実、「ディスクロージャー誌」の発行、ホームページの活用、プレスリリースなど、あらゆる広報手段の多様性を図ったことは評価できる。今後も「顔の見える保証協会」づくりを行われたい。

総 括

経営計画に基づく業務運営は、厳しい環境のなか、収支差額6億99百万円を計上している。この内3億45百万円を収支差額変動準備金に、3億54百万円を基金準備金に繰り入れた結果、基本財産総額は138億82百万円となり、着実に資金の増強を図っていることは評価できる。

一方、県下における中小企業を取り巻く環境は、大手企業の工場縮小や撤退など産業の空洞化が懸念され、特に県内には、大手企業の工場群が多いだけに、中小企業への影響も注視していく必要がある。また、東日本大震災の影響による電力不足や欧州不安等に起因する外需の弱含みや円高、増税、年金問題など先行き負担増への生活防衛の高まりに伴う個人消費の伸び悩みは、県内景気にも確実に影響を与えており、企業収益の好転要素は乏しく、中小企業においては引き続き厳しい環境を強いられるものと思われ、信用保証協会の役割は益々重要となっている。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の資金調達のよりどころである信用補完制度が十分機能するよう心掛けるとともに、天災・人災等の不測の事態を想定した事業継続が可能な体制づくりを引き続き行い、安定した経営基盤を維持するために更なる経営努力を期待するものである。

信用保証のしくみ

○信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ①中小企業者は、信用保証協会に保証申し込みをします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体および信用保証協会に直接お申し込みいただく方法もあります。)
- ②信用保証協会は、申し込みのあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。
- ④金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者およびその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

○信用保険制度

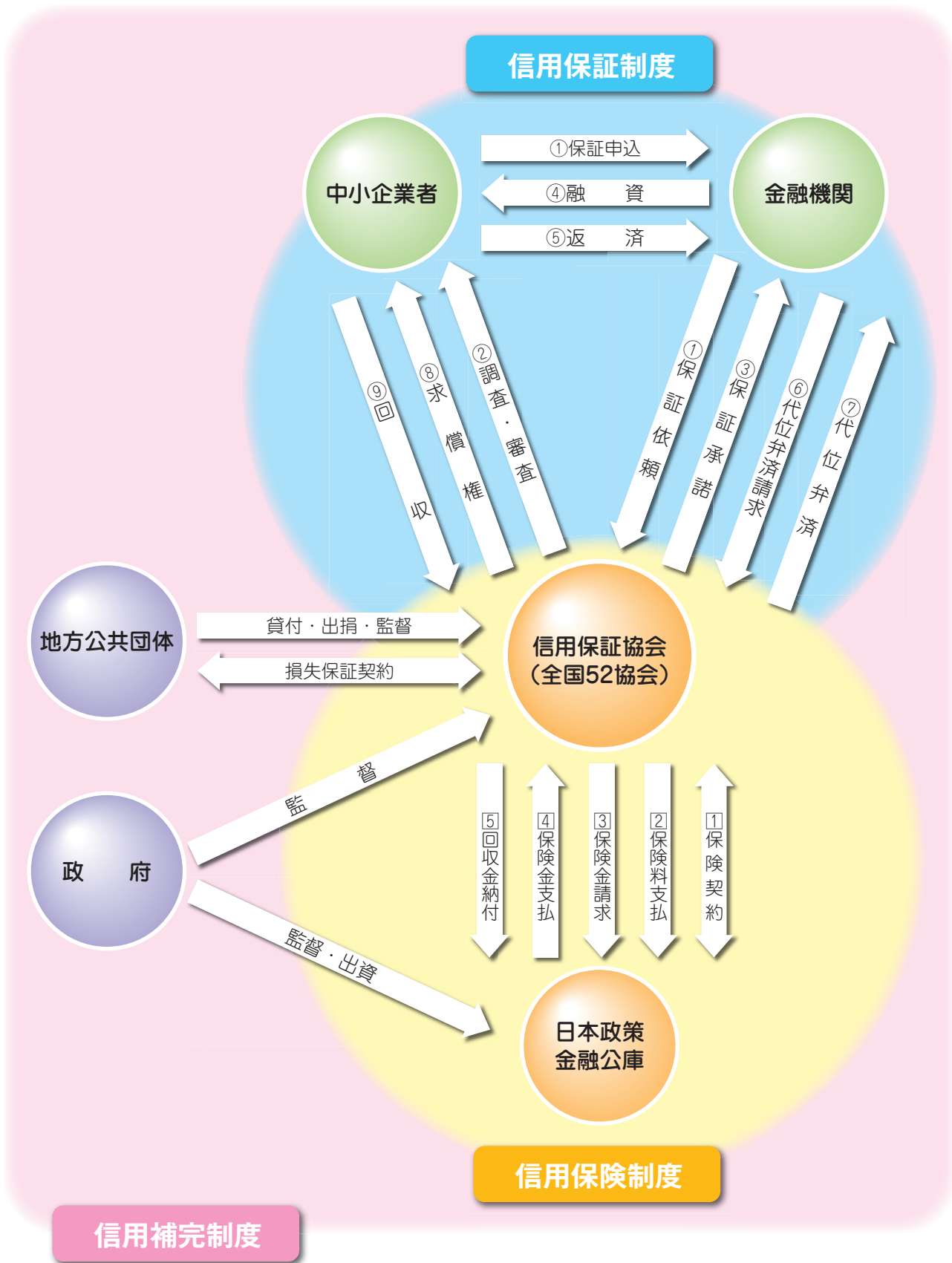
信用保証業務に伴うリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

○信用補完制度

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



信用保証のご利用について

保証をご利用いただける方

業歴要件～営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。
区域要件～次の（１）または（２）に該当すれば保証対象となります。

- （１）個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの
- （２）法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

（注）制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

○企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 ・ 建 設 業 運 送 業 ・ そ の 他	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令指定業種については、下記のとおりとなります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 （自動車または航空機用タイヤお よびチューブ製造業ならびに工 業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- * 生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- * 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
- * 個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

◎業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

◎その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

保証の内容

◎保証の最高限度額

法人・個人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

◎保証期間

最長20年以内まで取り扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内をご覧ください。

◎資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

◎連帯保証人

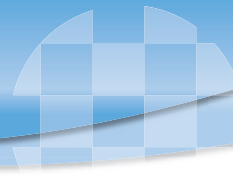
法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとします。

ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

◎担保

必要に応じ、原則として、県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。



責任共有制度について

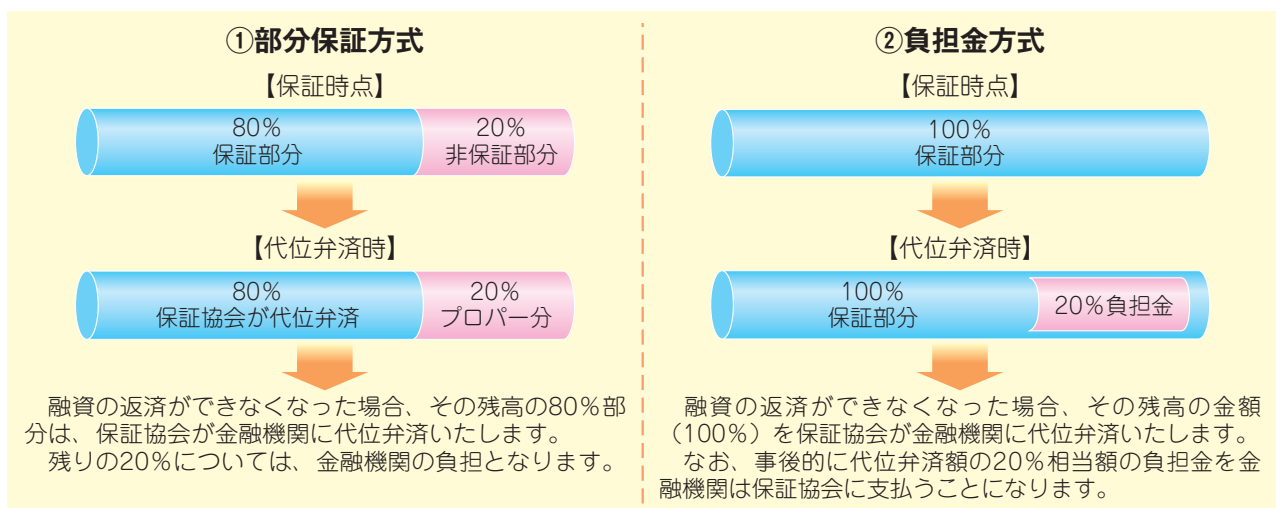
○制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

○制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、②は負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績に基づき一定の負担金を支払う方式）があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）



○責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特別保険に係る保証

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

信用保証料について

○信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

○信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

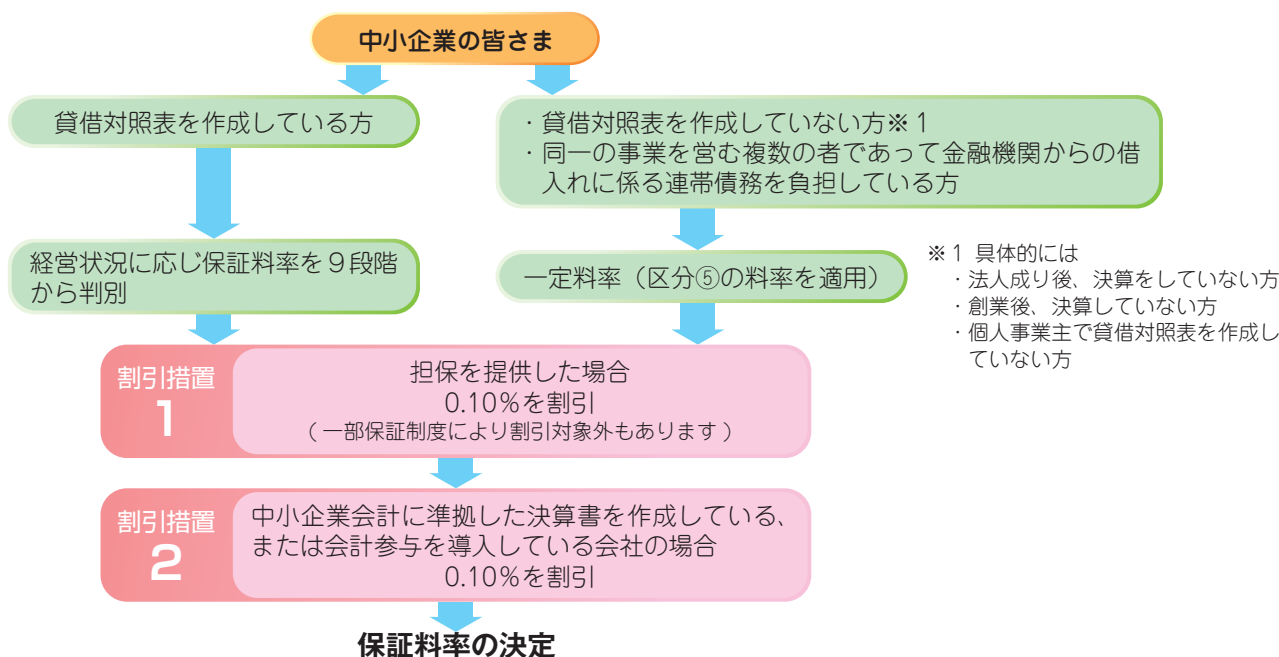
セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、一律の保証料率を適用します。

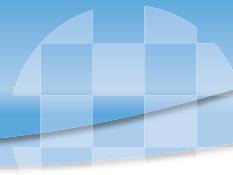
【基本保証料率】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90% (1.62%)	1.75% (1.49%)	1.55% (1.32%)	1.35% (1.15%)	1.15% (0.98%)	1.00% (0.85%)	0.80% (0.68%)	0.60% (0.51%)	0.45% (0.39%)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20% (1.87%)	2.00% (1.70%)	1.80% (1.53%)	1.60% (1.36%)	1.35% (1.15%)	1.10% (0.94%)	0.90% (0.77%)	0.70% (0.60%)	0.50% (0.43%)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証、手形貸付根保証です。保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

○信用保証料率決定の流れ





◎信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

①返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証期間（月数）／12×保証料率（年率）

②返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証期間（月数）／12×保証料率（年率）×分割返済回数別係数※

※分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550
不均等分割返済係数	0.770	0.715	0.660	0.605

◎信用保証料のお支払い

信用保証料は、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年を越え、かつ保証料総額が300千円超の場合、下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただけます。

【分割徴収割合表】

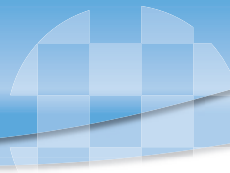
保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

大分県信用保証協会の制度資金

(平成24年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
無担保無保証人保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転設備	7年	金融機関 所定利率	0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○ ○
長期経営資金	大口で長期の経営資金を必要とされる方	2,000万円~2億円	運転設備	3年~15年 3年~20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要なとされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~2,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
根保証	手形割引 手形貸付	手形割引取引などが多い方	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
						0.45~1.90	○ ○
盆・年末特別保証	盆・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月	金融機関 所定利率	0.41~1.86	○ ○
追認保証	小口の資金をお急ぎのときに (本件を含め保証利用は1,000万円以内)	300万円	運転設備	3年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
開業保証	独立開業される方	500万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15 (貸付の対象ではあるが財務諸表(貸借対照表)がないため)	○
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営安定1~8号の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75	○
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外:100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方(平成23年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.80	○
条件変更対応保証 (部分保証:40%保証)	公的金融と取引のない中小企業者が返済負担の軽減を図りたいときに(平成23年3月31日貸付分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は7億円(12億円)	借換対象貸付の 返済資金に限る	お問い合わせください		借入金額に対し 0.88	○
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	1,000万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○
	創業関連保証						
創業等関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85	○
中堅企業特別保証 (責任共有対象外:100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内)0.65 普通保証(1億円超)0.75	○
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 ※発行価額は5億8,000万円	運転設備	7年	支払金利発行 利率所定率	発行価額に対し 0.45~1.90	○ ○
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億円 ※貸付限度額は2億5,000万円	運転設備	1年	金融機関 所定利率	借入金額・極度額に対し 0.68	○
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き中立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	○ ○
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は3億5,000万円(6億円)	運転設備	3年	金融機関 所定利率	借入金額に対し 1.76	○
一括支払契約保証 (部分保証:70%~50%保証)	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支払原価を保証の対象にします。納入業者が保有する売掛債権を金融機関に債権譲渡することで、納入業者の資金繰り円滑化を図りたいときに	10億円 (上限)	運転	1年	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率に 保証割合を乗じた率(納入業者負担)	○
予約保証	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円 [小口零細利用時500万円]	運転設備	5年 [小口零細利用時10年]	金融機関 所定利率	0.60~1.90 (小口零細 0.70~2.20)	○ ○
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継承を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (小口零細 0.86)	○ ○
農工商等連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	8億8,000万円 (12億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.68~1.35 (詳細はお問い合わせ下さい)	○ ○
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携支援計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15	○ ○
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.80 責任共有対象外0.75 特別小口 0.80	○ ○
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 1.15 責任共有対象外1.35	○ ○
おおいた産業活力支援保証	自動車関連産業、半導体産業、医療機器関連産業、新エネルギー関連産業において事業を行う方。または、これらの産業に新事業展開を行う方	8,000万円	運転設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.25~1.70	○
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○ ○
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
SS保証	迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方 (積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転設備	7年 10年	商工貯蓄共済積 貯蓄利率	0.35~1.80 (担保割引適用後)	○ ○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。
 ※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。



大分県の制度資金

(平成24年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要なときに	2,500万円 (6,000万円)	運転	10年(6か月)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15	○ ○
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要なときに	5,000万円 (1億円)	設備	10年(1年)			
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	7年(6か月) 10年(1年)	1年以内1.8 5年以内2.1 7年以内2.3 10年以内2.5	0.5~1.05	○ ○
	個人向け 無担保無保証人貸付						0.70	
中小企業活性化資金	活性化融資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方 ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円 (運転 8,000万円) (設備 8,000万円)	運転 設備	10年(1年)		0.45~0.75	○ ○
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立中等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運転	7年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.45~0.75 [特定中小企業者] 0.35	○ ○
	特定取引中小 企業者向け	再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円		再建・再生 10年(2年)			
	事業引継円滑化資金	経営改善が見込まれない企業などからの事業譲渡や合併等により経済的又は社会的に有用である事業や雇用を引継ぐ者	運転 8,000万円 設備 2億円	運転 設備	10年(2年) 7年(1年)		0.45~0.75	○ ○
創造的企業育成支援資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運転 設備	7年(1年) 10年(1年)		0.20	○ ○
	ものづくり産業 特別融資	基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と別枠)	設備	10年 (1年)			
チャレンジ 中小企業応援資金	新事業 展開融資	新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方	5,000万円	運転 設備	7年(2年) 10年(2年)		0.35	○ ○
	ベンチャー サポート 融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) ・ビジネスプラン(一次審査通過) ・大分県トライアル発注制度 ・クラウドデザイン商品創出支援事業 ・循環型環境産業創出事業	5,000万円					
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	7年(1年) 10年(1年)		0.70	○ ○
	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方	1,000万円					
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業をされる方又は創業後5年未満の方						
地域産業振興資金		主な融資対象者 [進出企業取引促進融資] 進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方 (新エネルギー施設導入融資) 新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する方 [海外展開支援融資] 海外展開計画を作成して海外へ事業展開を図ろうとする方 [ゆとり創設融資] 労働時間の短縮や職場環境の改善等のため設備投資を行う方 [災害復旧融資] 災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資 [国際規格取得支援融資] ISOやHACCPなどの国際規格の認証・承認を受けようとする方	3,500万円 (7,000万円) ただし、新エネルギー施設等導入融資と地域資源活用事業振興融資は、 5,000万円 (7,000万円)	運転 設備	7年(1年) 10年(1年)	2.1 災害復旧 特別融資 1.8	0.45~0.85 災害復旧特別融資 0.45~0.55	○ ○
県制度のうちセーフティネットが適用された場合			(1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)				0.70 (0.30)	○ ○
県制度のうち東日本大震災復興緊急保証が適用された場合							0.80	

市町村の制度資金

(平成24年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率(年) %	割引適用 会計 担保
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とするときや、開業後1年未満の方が事業資金を必要とするとき	1,000万円	運転設備	7年(1年)	1.9	市が全額補助	○
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方						○
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	2,500万円		7年 1,000万円を超えるものは10年(1年)	2.1	0.45~1.90 (上記の内、市が75%~85%補助) (セーフティネット適用時は市が全額補助)	○
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするとき	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助	○
	季節資金	夏期特別資金(6月1日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90 (協会季節資金利用の場合は0.41~1.86)	○
別府市	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転	10年(6か月)	1.8	0.40~1.70	○
	設備	10年(1年)		○				
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とする、セーフティネット適用の方に	1,000万円	運転	10年(6か月)	1.8	市が全額補助	○
	設備	10年(1年)		○				
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	600万円	運転	10年(1年)	1.8	0.45~1.97	○
	設備	7年(6か月)		○				
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに	500万円	設備	10年(1年)	2.0	0.41~1.86	○
	設備	6か月		○				
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転	5年(6か月)	1.8	0.45~1.90	○
	設備	7年(6か月)		○				
年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	200万円	運転	6か月	1.8	0.41~1.86	○	
設備	6か月		○					
高度情報化通信 技術活用資金	生産性向上、経営の高度化及び効率化を図るための高度情報通信技術活用に必要な資金等	1,000万円	運転	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	○	
設備	6年		○					
設備改善資金	設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金	1,000万円	設備	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	○	
設備	6年		○					
環境保全施設 設備資金	大気汚染、水質汚濁等に係る各種処理施設・機械等に要する資金	1,000万円	設備	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市が全額補助)	○	
設備	6年		○					
創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創業に関する資金	200万円	運転	5年	1.8	1.00	○	
設備	7年		○					
経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等	200万円	運転	6年	1.8	0.45~1.90	○	
設備	6年		○					
季節資金	越盆・越年資金	200万円	運転	6か月	1.8	0.41~1.86	○	
設備	6か月		○					
振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	○	
設備	10年(1年)		○					
津島市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており、市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運転設備	7年(1年)	2.0	市が全額補助	○
	女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し、市内に開業予定又は開業1年未満であって、女性又は35歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方			7年(1年)			○
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年)	2.0 (市が3割以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	○
	設備	6年(1年)	○					
季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	市が全額補助	○	
新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転設備	10年(1年)	5年 2.40 10年 2.65	市が全額補助	○	
佐伯市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証適用時は市が全額補助)	○
	設備	7年(6か月)		○				
小規模企業者振興資金 (個人は責任共有対象外:100%)	適当な担保・保証人のない小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金と併用の場合は合算)	運転	5年	2.0	個人 0.86 法人 0.40~1.70 (セーフティネット保証適用時は市が全額補助)	○	
設備	7年(6か月)	○						
白杵市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	10年	2.0	0.40~1.70 (市が3/4補助)	○	
設備	10年(6か月)	○						
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運転	5年	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○	
設備	7年(6か月)	○						
豊後高田市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転設備	7年(1年)	1.8	市が全額補助	○
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金						5年
	季節資金	中小企業者が越盆又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6か月	1.8	市が全額補助	○
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に住所し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運転設備	10年(1年)	2.0	1.00 (市が1/2補助)	○
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに			10年(1年)			○
宇佐市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円 1,000万円	運転	5年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○	
設備	7年(6か月)	○						
豊後大野市中小企業振興資金	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする設備資金	1,000万円	設備	10年(1年)	2.0	市が全額補助	○
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金						○

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※大分市、中津市、日田市、白杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規定としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

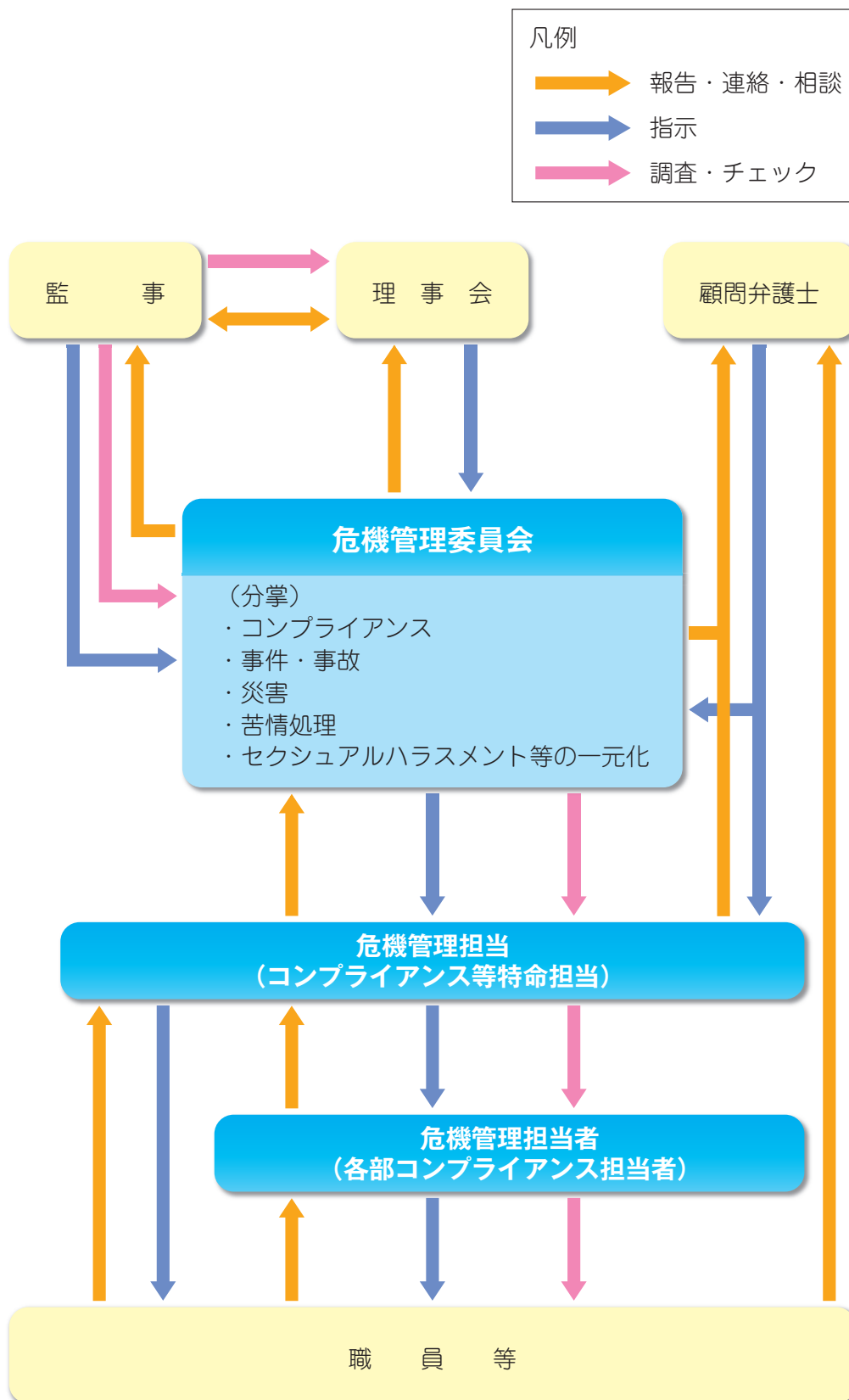
具体的行動規範

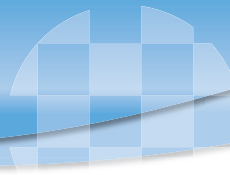
1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、危機管理委員会を設置し危機管理担当者を専属で配置することで、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署に危機管理委員を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

○コンプライアンス組織体制図





個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

①個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

②個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

③個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

④個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため解約の締結、実施状況の点検等を行います。

⑥保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

⑦保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご相談ください。調査のうえ、法令に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令で定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・⑥⑦の具体的な手続きにつきましては、当協会のホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の3.（3）「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

⑧質問・苦情について

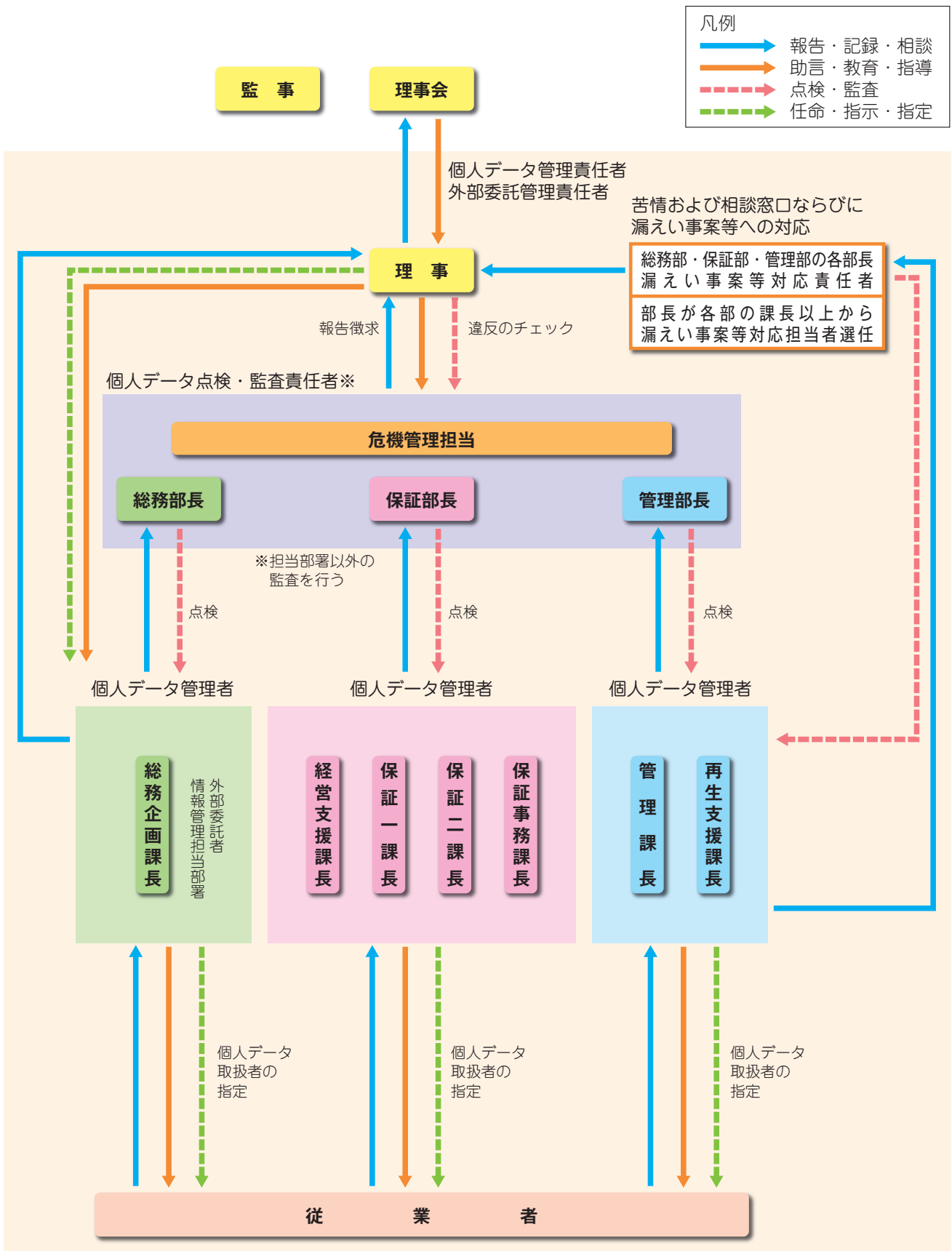
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記のとおりです。

〒870-0026
大分県大分市金池町3丁目1番64号
大分県信用保証協会 危機管理担当
電話番号 0120-432-507（フリーダイヤル）

○個人情報保護法に係る組織および体制



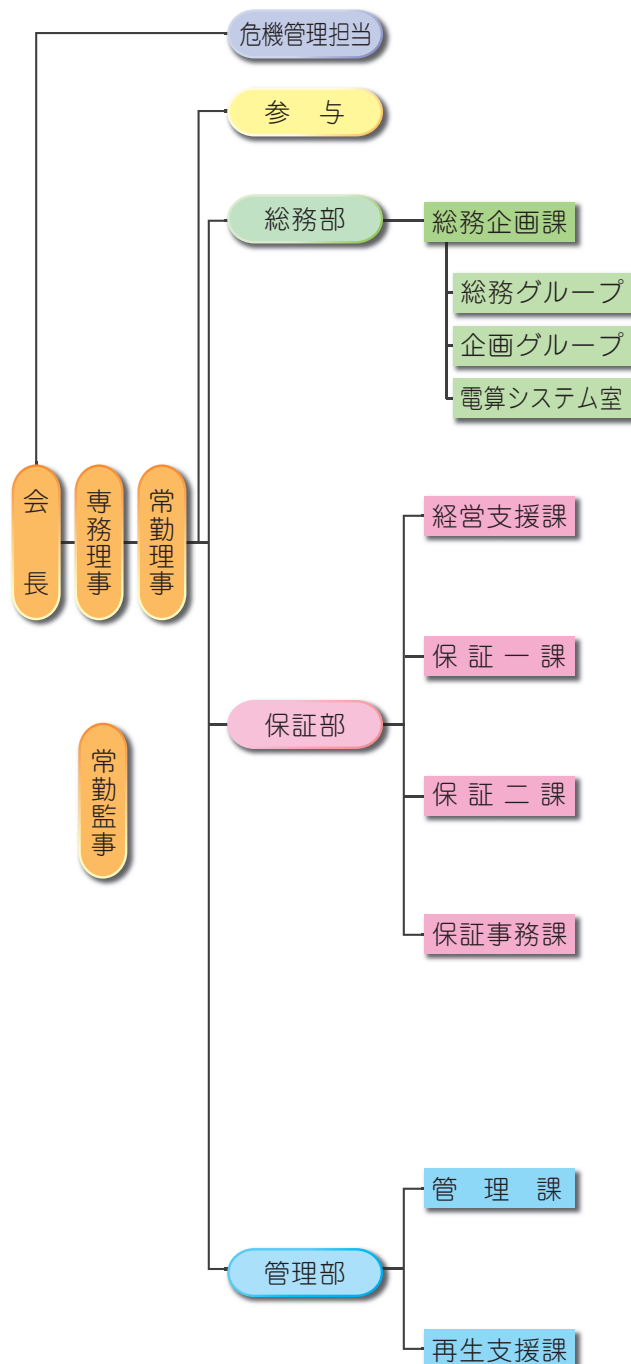
役員・組織機構図

役員

(平成24年8月現在)

会長	武田 寛 常勤
副会長	山本 和徳 非常勤 大分県商工労働部長
副会長	姫野 清高 非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
専務理事	吉良 俊一 常勤
常勤理事	伊東 恭一 常勤
理事	新貝 正勝 非常勤 中津市長
理事	清家 孝 非常勤 大分県商工会連合会 会長
理事	高山 泰四郎 非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	姫野 昌治 非常勤 大分県銀行協会 会長 (大分銀行 頭取)
理事	権藤 淳 非常勤 豊和銀行 頭取
理事	関 啓二 非常勤 大分県信用金庫協会 会長 (大分みらい信用金庫 理事長)
理事	吉野 一彦 非常勤 大分県信用組合 理事長
理事	飯田 正巳 非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
監事	岩本 勝二 常勤
監事	村松 政幸 非常勤 公認会計士

組織機構図



窓口のご案内

部署名		TEL & FAX番号		業務内容	
危機管理担当 (大分県中小企業会館3階)		TEL	097-532-8327	危機管理計画の策定に関する業務、リスク管理・クライシス管理に関する業務、震災・新型インフルエンザのBCPの策定に関する業務、内部監査業務、外部評価委員会の窓口業務、コンプライアンスに関する業務、個人情報保護及び機密保持関連、各種特命業務	
		FAX	097-538-0872		
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務グループ	TEL	097-532-8336	経理、庶務、文書、人事、労務、予算、決算、基本財産の事項、申請・届出・登記諸契約、各種会議運営	
		FAX	097-538-0862		
	企画グループ	TEL	097-532-8336	事業計画、業務企画、研修、広報、保証制度の新設・改廃届出等、保証料の管理	
		FAX	097-538-0862		
	電算システム室	TEL	097-532-8327	システム運用管理・電算情報処理・責任共有残高照合	
		FAX	097-538-0872		
保証部 (大分県中小企業会館2階)	経営支援課	TEL	097-532-8295	信用調査・審査、保証申込等金融相談、経営指導、保証推進、創業等の相談、大口先の管理、専門家派遣に関する業務	
		FAX	097-538-0865		
	保証一課	TEL	097-532-8246	信用調査・審査、保証申込等金融相談、経営指導、保証推進、担保物件の調査と評価、金融機関との連絡調整等、保証後の保証債務の管理、保証条件の変更、専門家派遣に関する業務	大分市、由布市、豊後大野市、竹田市
		FAX	097-538-0871		
	保証二課	TEL	097-532-8247	保証・条件変更の申込受付、信用保証書・条件変更保証書発行、担保物件の保安全管理、信用保険、団信等	上記以外の地区
		FAX	097-538-0865		
保証事務課	TEL	097-532-8265	保証・条件変更の申込受付、信用保証書・条件変更保証書発行、担保物件の保安全管理、信用保険、団信等	上記以外の地区	
	FAX	097-538-0871			
管理部 (大分県中小企業会館6階)	管理課	TEL	097-532-8297	代位弁済の受付・審査・実行、法的措置関係、損失補償関係、保険金関係、求償権の管理・回収事務等	
		FAX	097-538-0896		
	再生支援課	TEL	097-532-8296	延滞保証債務の管理、再生支援相談、返済緩和等の条件変更	
		FAX	097-538-0896		



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>



大分県信用保証協会